慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	古墳と植樹
Sub Title	Tree plantings on kofun
Author	三宅, 和朗(Miyake, Kazuo)
Publisher	三田史学会
Publication year	2013
Jtitle	史学 (The historical science). Vol.81, No.4 (2013. 1) ,p.1(533)- 41(573)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-20130100-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

古墳と植樹

三宅和朗

一、はじめに

古墳は現在、樹木で覆われているケースが多いが、古墳は築造当初、墳丘には葺石が敷かれ、埴輪が立てられていたか、葺石・埴輪がなく赤土で覆われていたか、いずれかの形姿であった。一九六五年から七五年にかけて発掘調査と復原がなされた神戸市の五色塚古墳からは、葺石に覆われ埴輪が巡らされた、古墳本来の姿形が窺える[1]。これが古墳本来の姿だというのならば、実は古墳に樹木が茂っているのも古代の景観であった。結論から先に述べてしまうと、古墳に樹木が植えられたのは七世紀後半からとみられる（後述）。そして、この景観の大きな変化によって、人々の古墳や墳墓に対する心性（思い）も変化したものと想像される。本稿では、古墳への植樹の時期、背景を明らかにし[2]、また、古墳植樹によって人々にどのような心性が生じたのかについて、検討していきたい。

このような問題をテーマとするのは、近年、遺跡・遺物への人々の認識、眼差しを追及するという、考古学の新しい研究[3]に触発されている。この研究では、たとえば、縄文土器が縄文時代の社会を復原する手がかりになることは勿論であるが、それだけではなく、近世に発見された厚手の縄文土器が長者屋敷の瓦と想像されて、土器の出土地を長者が住んでいたと認識された例に着眼する。これは一例に過ぎないが、遺跡・遺物は使用されなくなった時代にも、本来の利用とは異なる意味づけをなされていった点に注目すべきだという。これは古墳の場合にも同様にあてはまろう。

本稿では、右の考古学の新しい研究を踏まえ、環境史の立場から、古墳と植樹について考察してみたい。古墳も環境の一部であることからすれば、人々が植樹以前、植樹以後の古墳や墳墓に対して、いかなる心性を懐いたかを探り、「古代の人々の心性と環境」を考察していきたいと思う。

二、古墳と植樹

1、古墳の築造―植樹以前

古墳築造当初、古墳はどのような景観であったのだろうか。植樹以前の古墳の様子が窺われる史料を掲げておこう。

［史料1］　乃詳為二天皇一作レ陵、詣二播磨一興二山陵於赤石一。仍編レ船絙一于淡路嶋、運二其嶋石一而造之。則毎レ人令レ取レ兵、而待二皇后一。（『日本書紀』神功皇后摂政前紀）

［史料1］は、神功皇后が三韓征伐をし、筑紫で生まれたばかりの応神とともに大和に凱旋してくるところを、麝坂王・忍熊王が偽って、父仲哀天皇のために赤石に山陵を造って、皇后を待ち受けたという。このように伝承されている古墳が、先の五色塚古墳で、全長一九四メートルの古墳時代中期の前方後円墳であった。［史料1］に、淡路島の石を運んで造ったとある通り、五色塚古墳の上・中段の葺石（斑糲岩）として、淡路島東部の淡路市大磯から岩屋海岸に分布する約二二七八トンもの石を利用したと推定されている。(4)

ところで、このように葺石を貼り付けた五色塚古墳には、先述の通り、七世紀後半までの約二〇〇年間余、墳丘に樹木は生えることがなかったものと思う。森浩一氏は、古墳に対して管理や祭祀が続けられている間は、樹木が生えないように務めていたと指摘されている。(5)このことを具体的に知る手がかりに恵まれないが、(6)古墳は築造後、草が生えたり樹木が茂ったりすることがないよう、築造時の景観を維持すべく、管理されていた可能性を考慮すべきであろう。(7)

［史料2］　天皇、深二怨殺一其父王一之大長谷天皇一、欲レ報二其霊一。故、欲レ毀二其大長谷天皇之御陵一而、遣レ人之時、……意祁命自下幸而、少二掘其御陵之傍一、還上復奏言、既掘壊也。（『古事記』下〈顕宗〉）

『古事記』（以下、『記』と略す）には、顕宗天皇が、父の市辺忍歯皇子を雄略によって殺害されたことを怨んで、雄略陵を暴いて復讐しようとする。兄の意祁命（仁賢）が雄略陵を壊しにいくが、天皇の陵を壊すのは後世

の人から誹謗されるといって、陵の隅の土を少し掘っただけにしたという話。『日本書紀』（以下、『紀』と略す）では、仁賢の反対にあって、顕宗は雄略陵の破壊を思い止まったとしている（『紀』顕宗二年八月己未朔条）。『記』の話では、雄略陵の破壊が形ばかり行われたわけであるが、陵の隅の土を少し掘っただけというのは、やはり墳丘に樹木が植えられていなかったからであろう。後の時代の史料では、樹木が茂っている古墳の破壊としては、樹木を伐採する行為がまずもってなされたはずである。

［史料3］　皇太子、遣レ使令レ視二飢者一。使者還来之曰、飢者既死。爰皇太子大悲之。則因以葬二埋當処一。墓固封也。（『紀』推古二一年〈六一三〉一二月庚午朔条）

［史料3］は聖徳太子をめぐる片岡飢者の話。太子が片岡に出かけたところ、道端で飢者が臥せていたので、太子が飢者に飲食や衣服を与えた。ところが、翌日、使者を飢者のもとに派遣したところ、飢者はすでに死んでいたので、その地に葬り、墓をつき固めた（「固封」）。後日、再び使者を送ると、墓は動いていないのに、屍はなく、衣服のみ棺の上に置いてあったという。ここに墓を「固封」したとあり、葺石をならべたといっているわけではないことに注意すべきであろう。古墳築造には赤土をつき固めただけで葺石がない場合があるが、［史料3］はその例とみられる。いずれにしても、墳丘に樹木が植えられていないケースであったといえるのではないだろうか。

［史料4］　以二砂礫一葺二檜隈陵上一。則域外積レ土成レ山。仍毎レ氏科之、建二大柱於土山上一。時倭漢坂上直樹柱、勝之太高。故時人号之、曰二大柱直一也。（『紀』推古二八年〈六二〇〉一〇月条）

右の記事は、欽明天皇の檜隈陵に葺石を敷いた。また、周囲に土手のようなものを作り、そこに氏毎に柱を建てた。倭漢坂上直が建てた柱が立派であったので、大柱直といったという。［史料4］は、この後も何度か取り上げるが、差しあたって指摘しておきたいのは、以下の三点である。第一は、欽明の檜隈陵は現在、治定されている欽明陵、すなわち、梅山古墳（明日香村平田）のことだとみておく。第二に、梅山古墳の周囲の池から、近世に、大柱を思わせる巨木が見つかっていること。[8] 第三は、欽明陵は、［史料4］からすると、築造当時の檜隈陵には葺石もなかった、樹木も植えられていなかったはずである。それが欽明没後五〇年目を機に[9]葺石が敷かれ、周

囲に柱が建てられたということになる。葺石が古墳築造段階に敷かれただけではなかったことにも留意されよう。

［史料5］　立野。所以号立野者、昔、土師弩美宿祢、往来於出雲国、宿於日下部野、乃得病死。尓時、出雲国来到、連立人衆運伝、上川礫作墓山。故、号立野。即号其墓屋為出雲墓屋。（『播磨国風土記』揖保郡条）

［史料5］は、地方の古墳にも葺石が葺かれていたことが分かる史料である。土師弩美宿祢が死んだので、出雲の国人が川の礫で墓の山を作ったとある。この川の礫も葺石のことであろう。また、人々が石を手伝いに運ぶというのは、後掲の箸墓造営伝承にもある。

［史料6］　于時、皇子等大哀、即遣小立、勅云、朝日夕日不隠之地、造墓蔵其骨、以玉餝墓。故、縁、此墓号玉丘、其村号玉野。（『播磨国風土記』賀毛郡条）

地方の古墳の様子が窺えるという点では［史料6］も同じである。顕宗・仁賢が即位前、播磨に潜んでいた際、国造の女、根日女に求婚する。しかし、二人は互いに相手を譲り合っているうちに、根日女は老いて死んだ。その根日女の墓の様子が［史料6］である。玉をもって墓を餝るというのは、葺石のことで、実際、根日女の墓に比定されている、兵庫県加西市の玉丘古墳（全長一〇九メートルの前方後円墳）には葺石の存在も確認されている。[10] ただし、根日女を五世紀末の顕宗・仁賢の代の人物とすると、四世紀末の玉丘古墳の年代とは一〇〇年ほど相違するので、玉丘古墳は根日女の墓ではあるまい。いずれにしても、玉（葺石）を敷き詰めた古墳には朝日夕日が当たって光り輝くということから、玉丘の名称も成立したのであろう。『播磨国風土記』は和銅六年（七一三）の風土記撰進命令後、霊亀三年（七一七）の郷里制施行[11]以前には成立したと見られている。とすると、八世紀前半の玉丘古墳には樹木が植えられていた可能性が大きい。玉丘古墳に朝日夕日が当たって光ると語られているのは、植樹以前の古墳の記憶が伝わっていて、それが『風土記』に書き記されたということであろう。

［史料7］　玉手丘上陵（孝安天皇）、傍丘磐杯丘南陵（顕宗天皇）、埴生坂本陵（仁賢天皇）、傍丘磐杯丘北陵（武烈天皇）、埴口墓（飯豊皇女）―以上、『延喜式』二一（諸陵寮）、河内埴生山岡上（来目皇子、『紀』推古一一年〈六〇三〉二月丙子条）

『延喜式』（以下、『式』と略す）や『紀』から、古墳

名で樹木が植えられていないと思しき例を探してみると、玉やハニ（埴）を名前に含む四例が拾える。また、顕宗・武烈陵の磐杯は埴輪ではないだろうか。七世紀後半以降、墳丘に樹木が植えられていくことからすれば、玉・赤土・磐杯の名前は、植樹以前の古い古墳の景観に由来する名称が伝わった可能性が指摘されよう。

なお、葺石や墳丘に関して、考古学者から参照さるべき指摘があるので、ここに紹介しておこう。都出比呂志氏は「葺石が……墳丘外との結界のシンボルとして、白く輝く石の視覚的効果を通じて荘厳化を図る施設といえよう」[12]と指摘された。また、青木敬氏も同様に、「大方の埴輪が呈する赤褐色という色調では、宝莱山古墳（東京都大田区―引用者注）に樹立しても墳丘の色と重なってしまって目立たない。……葺石を葺く古墳に円筒埴輪が存在し、この段階では葺石を葺かない古墳に円筒埴輪は認められないことが一般的である。……筆者の推断ではあるが、これには色彩的感覚が多分に影響するのではないかと考える。葺石石材の白色系の色調と、埴輪の赤褐色はコントラストをなしており非常に目立つ。よって埴輪と葺石はセットでないと古墳全体に対する視覚的イメージが半減してしまう」[13]として、古墳研究にも当時の色彩感覚を追求する必要があるとされている。都出・青木両氏の指摘に同感である。少なくとも、［史料6］はそのことをよく物語っているはずである。[14]

［史料8］　乃葬㆓於大市㆒。故時人号㆓其墓㆒、謂㆓箸墓㆒也。是墓者、日也人作、夜也神作。故運㆓大坂山石㆒而造。則自㆑山至㆓于墓㆒、人民相踵、以手遞伝而運焉。時人歌之曰、……（『日本書紀』崇神一〇年九月甲午条）

葺石のある古墳の一つに箸墓古墳がある。三世紀中頃築造の日本最古の前方後円墳で周知の通りであるが、この造営には「日也人作、夜也神作」とあるように、夜には神の力も動員されて、ただならぬ力が働いたと伝承されていることに注目したい。

箸墓古墳に利用された石材としては、付近の巻向川で採取された葺石[15]と、芝山（柏原市国分市場）で採集された石室材（橄欖石玄武岩）がある。[16]このうち、後者が、「時人」の歌―「大坂に　継ぎ登れる　石群を　手遞伝に越さば　越しかてむかも」を反映している可能性があろう。

ところで、箸墓古墳では、一九九四年から九五年、第七次調査として、前方部北側に隣接する「大池」西岸部の発掘調査がなされた際に、花粉分析が実施されている。

その成果によると、箸墓古墳は「築造後は早期に植生が遷移し、少なくとも五世紀には二次林化が行われ、六世紀には二次林も減少し人為性の高い草本が増加し」[17]たという。もし、この成果を首肯すると、古墳が樹木で覆われるというのは、築造後の早い段階からあったことになる。しかしながら、はたして、そのようにいえるのだろうか。

花粉分析からの植生復原説に関して、疑問としたいのは、第一に、すでに指摘がある通り、調査地点の花粉分析の成果は、その地点の周辺の植生を解明する手がかりにはなるものの、箸墓古墳の墳丘という特定地点の植生まで明らかにできるのかという疑問である[18]。第二に、箸墓古墳の墳丘面には葺石が葺かれ、植物が育ちにくい環境が想定できることである。しかも、前述のように、古墳築造後、樹木が育たないよう管理されていたと想定されるとすれば、なおさらであろう。第三として、箸墓古墳の周濠が空濠ではなかったかという指摘がある[19]。とすれば、箸墓古墳の場合、花粉分析を通して古環境を復元すること自体、はじめから問題だったのではあるまいか。以上の三点から、箸墓古墳周辺の花粉分析から、箸墓古墳築造後に早くも植物が育っていたというような理解は直ちには受け入れがたいものと思う。墳丘部に樹木が茂るようになるのは、やはり七世紀後半まで待たねばなるまい。

2、古墳と植樹

今度は、古墳に植樹されていることが知られる史料を年代順に紹介しよう。史料の年代としては七世紀後半以降のものが基本である。

［史料9］　飛鳥浄原大朝庭大弁官直大貳采女竹良卿所二請造一墓所形浦山地四十代他人莫三上毀一木犯二穢傍地一也己丑年（六八九）十二月廿五日（「采女氏塋域碑」）

［史料9］が古墳の植樹に関する、ほぼ最初の史料といってよい。ただし、この石碑は原碑が失われており、拓本が伝わるのみで、しかも、拓本の中にも真拓かどうか疑わしいものもあり、史料として扱いにくいところがあった。碑文中の「四十代」についても、これまでは「四千代」と読まれてきた。しかしながら、近年、静岡県内で近世の古い拓本のオリジナルがみつかり、静岡県立美術館の所蔵となって、碑文の研究も新たな段階に入ったといわれている。ここでは新発見の拓本に基づいて検討された三谷芳幸氏の研究[20]に依拠して述べるとすると、

まず、「四十代」か「四千代」という点は、新出の拓本では「四十代」とみるのが妥当で、したがって、「四十代」（○・八段）というのは小規模な采女竹良個人の墳墓とみるべきであろう。そして、碑文中に「他人莫三上毀レ木犯二穢傍地一也」という禁止命令があった。これは当該期に古墳に樹木が生えていた、確かなる証拠といえよう。

［史料10］　宇尼備・賀久山・成会山陵及吉野宮辺樹木、無レ故彫枯。（『続日本紀』文武四年〈七〇〇〉八月戊申条）

成会山陵は、文武天皇の四代前の押坂彦人大兄皇子（敏達天皇の皇子）の墓であるが、それを含めて、宇尼備山などの周辺の樹木が理由もなく枯れたとある。成会山陵の周囲にも樹木が植えられていたはずである。この成会山陵とは奈良県広陵町にある牧野古墳（六世紀末の円墳）のことといわれている。

［史料11］　凡先皇陵。置二陵戸一令レ守。非二陵戸一令レ守者。十年一替。兆域内。不レ得二葬埋及耕牧樵採一。（喪葬令先皇陵条）

右は養老喪葬令の規定で、後半の「牧」は牛馬を飼うこと、「樵」は草木を刈ること、「採」は果実を採る意。「樵」禁止の規定からも古墳に樹木が生えていたことが知られよう。

［史料12］　凡盗二山陵内木一者。杖一百。草者減二三等一。若盗二他人墓塋内樹一者。杖七十。（賊盗律山陵条）

この規定は、唐律にも同様なものがある。唐律では前半部分を「諸盗二園陵内草木一者、徒二年半」として、日本と異なり、草木の区別をせず、また、徒二年半は日本律よりも重い。後半も唐では「杖一百」とし、これも日本より重い規定になっている。また、草[21]を盗むというのは、牧草のことであろう。［史料11］の「牧」や多武岑墓四至内での「百姓伐レ樹放牧」の禁止（『三代実録』貞観五年〈八六三〉二月庚子条）からして、兆域内で放牧が行われることもあったらしい。

さて、［史料9］と、［史料11］［史料12］の律令の条文に関しては、飛鳥浄御原令との関係で、二つの問題点が指摘される。

そこで、先ず大宝葬喪令先皇陵条の復元を示すと、「凡先皇陵。置二陵戸一令レ守。非二陵戸一令レ守者。十年一替。（其）兆域内。不レ得二葬埋及耕牧樵採一。」（○は大宝令文、△は推定）ということになる。さらに関連記事として、『紀』持統五年（六九一）一〇月乙巳条に「詔曰、

凡先皇陵戸者、置二五戸以上一。自余王等、有レ功者置二三戸一。若陵戸不レ足、以二百姓一充。免二其徭役一。三年一替」があるが、これは式文とみられ、しかも、非陵戸者の交替規定が存在していることから、浄御原令第一条（養老喪葬令先皇陵条相当）には、非陵戸者の規定が存在しなかった可能性が高い。これを林紀昭氏は以下のようにまとめられている。すなわち「本条（浄御原喪葬令第一条―引用者注）は、陵墓には陵戸を置けという原則的規定が中心で、彼等の徴発法・数等は式に委ねられていて、令の明文としては規定されていなかった。ただ、陵戸は陵守と墓守とに分かれ、その職務として陵墓の巡警が規定されていたのであろう。更に、大宝令、唐令とも一致して規定することから、兆域内での葬埋や耕牧樵採も本条で禁止されていたと思われる[22]」と。首肯すべき見解であろう。北宋の天聖令に「先代帝王陵、並不レ得二耕牧樵採一」とあることからも[23]、「耕牧樵採」の部分も浄御原令に遡る可能性が高い。

もう一つの問題は、［史料9］が六八九年のもので、ちょうど浄御原令の諸司班賜の年次―「班二賜諸司令一部廿二巻一」（『紀』持統三年六月庚戌条）と一致していることである。これは偶然の一致ではあるまい。東野治之氏は、浄御原令によって庚寅年籍の作成や班田収授制の本格的施行も始まるのであって、「持統三年前後には田薗山林の帰属や公私の別が当然大きな社会的関心となっていたであろう。この前後に墓地の境域を主張した采女氏塋域碑が造立されているのは偶然とは思われない[24]」とされている。しかし、古墳や墳墓の周囲に樹木を植えて、一定の私有権を主張するというのは、この後の慶雲三年詔（［史料13］）が最初であろう。したがって、采女氏塋域碑は律令国家の土地政策と無関係と断ずることはできないかもしれないが、だからといって、同碑を直ちに班田収授制の実施と積極的に関係付けることは差し控えておきたい[25]。

［史料13］又詔曰……但氏々祖墓及百姓宅辺、栽レ樹為レ林、并周二三十許歩、不レ在二禁限一。（『続日本紀』慶雲三年〈七〇六〉三月丁巳条）

［史料13］は、後にも扱うが、王公諸臣の山野占有を規制した詔の最後に、氏々の祖墓と百姓の宅の辺とに植樹して林とすること、あわせて二・三〇歩（三六～五四メートル）以下は禁止の限りにしないこととある。これによって豪貴族層の排他的土地所有が認められることとなった[26]。すなわち、古墳植樹が律令国家の土地政策と関

連付けられて展開していく直接的契機になったのが［史料13］であった。

［史料14］　……夜臺荒寂松柏含レ煙。嗚呼哀哉。（「石川年足墓誌」天平宝字六年〈七六二〉）

右に引用した箇所は石川年足墓誌の末尾の部分であるが、「夜臺」は墓の意で、「松柏」は中国の墓樹を指し、「松柏」の語句自体は文飾の可能性があろう。したがって、石川年足の墓に「松柏」が生えていたかどうかは判断できないが、少なくとも、樹木が茂っていたことは認めてよいだろう。

［史料15］　古に　ありけむ人の　倭文機の　帯解き交へて　廬屋立て　妻問ひしけむ　葛飾の　真間の手児名が奥つきを　ここは聞けど　真木の葉や　茂りたるらむ松が根や　遠く久しき　言のみも　名のみも松は　忘らゆましじ（『万葉集』三―四三一）

［史料16］　……隴上青松、空懸レ信剣一、野中白楊、但吹一悲風。……（『万葉集』五「悲二歎俗道仮合即離、易レ去難一留詩一首并序一」）

［史料17］　墓の上の　木の枝なびけり　聞きしごと　千沼壮士にし　依りにけらしも（『万葉集』九―一八一一）、……奥つ城を　ここと定めて　後の世の　聞き継ぐ人もいや遠に　偲ひにせよと　黄楊小櫛　然刺しけらし　生ひてなびけり（一九―四二一一）、処女らが　後のしるしと　黄楊小櫛　生ひ代はり生ひて　なびきけらしも（一九―四二一二）

『万葉集』の例を右に一括して取り上げた。［史料15］は山部赤人の歌であるが、真間の手児名の墓は真木（檜や杉などの総称）の葉が茂ったためか、松の根が伸びたためか、墓の所在が分からなくなった。せめて話や名前だけでも忘れられそうにないという意。［史料16］は山上憶良作の詩文の一部であるが、墓上の青松に信義の剣が空しくかかり、野中の墓地の白揚はいたずらに風に吹かれている、とある。青松や白楊は中国に出典（『史記』『文選』）があるので、樹種はそのまま受け止められないとしても、ここでも墓樹が生えていることまでは認められよう。

［史料17］は菟原処女に言い寄った二人の男性が相次いで自殺したというのを万葉歌人たちが詠う。一八一一は高橋虫麻呂の歌で、菟原処女の墓の上の木の枝がたなびいている。処女は噂どおり、千沼壮士に心を寄せていたのであろうという意。後の二首は大伴家持の歌で、四二一一は処女の墓所を定めて、後の時代に聞き継ぐ人も

いよいよ遠く思い偲ぶよすがにせよと、黄楊の小櫛を刺したらしい。それが生い育って靡いていることよという意。四二一二もほぼ同様で、処女の後の代の語り草のしるしのためと、黄楊の小櫛が木に生え変わり、生い育って靡いているらしいという意。家持の二首では、黄楊の小櫛が根付いたといのであるから、少なくとも家持の時代には墓の上に黄楊が植えてあったことになろう。[27] また、森氏は、神戸市の処女塚古墳を中心に、東西一～二キロの間隔内に、東に東求女塚古墳、西に西求女塚古墳があり、いずれも四世紀後半から五世紀はじめの前方後円墳で、とくに調査がなされた処女塚古墳は表面に葺石が施されていたと指摘されている。[28]

［史料18］　詔曰、……其諸氏冢墓者、一依旧界、不得斫損。（『続日本紀』延暦三年〈七八四〉一二月庚辰条）

諸氏の冢墓を切ってはならないという詔であるが、詔には切る対象が何かは明記されているわけではない。しかし、ここはやはり墳墓の樹木であったとしてよいだろう。その点で、次の二史料ははなはだ興味深い。

［史料19］　……高祖父佐波良・曽祖父波伎豆・祖宿奈・父乎麻呂墳墓、在本郷者、拱樹成林、（和気）清麻呂被竄之日、為人所伐除、帰来上疏陳状。……（『日本後紀』延暦一八年〈七九九〉二月乙未条）

［史料19］は和気清麻呂の薨伝の一節。和気氏の本拠地（現、岡山県和気町）には和気氏代々の墳墓があり、洪樹（大木）が林になっている。清麻呂が神護景雲三年（七六九）の宇佐八幡託宣事件で失脚すると、人々は祖先の墓樹を伐採したとある。この史料から、地方の豪族の代々の墳墓にも樹木が植えられていたこと、樹木が切られることが墳墓の破壊と同義であったことが知られる。［史料2］で雄略陵を破壊しようとして墳丘の一部を掘ったという話と相違することはいうまでもあるまい。

［史料20］　正四位下行左大弁兼右衛士督皇太子学士伊勢守菅野朝臣真道等言、己等先祖、葛井・船・津三氏墓地、在河内国丹比郡野中寺以南、名曰寺山、子孫相守、累世不侵。而今樵夫成市、採伐冢樹、先祖幽魂、永失所帰、伏請依旧令禁、許之。（『日本後紀』延暦一八年三月丁巳条）

［史料20］は［史料19］と共通するところがある。菅野朝臣真道の奏上によると、祖先の葛井・船・津の三氏の墓地が河内国丹比郡野中寺以南にあり寺山というが、樵夫が冢樹を伐採したため、先祖の魂が帰るところがな

くなる。そこで、伐採を禁止して欲しいと願い出たものである。「依旧」というのであるから、以前にも同様なことがあったはずであるが、それは史料的には確認できない。この史料の中の野中寺は船氏の氏寺、野中寺の南七〇〇メートルほどのところに、寺山の地名が残っている。寺山の辺には、現在は宅地開発で寺跡がすっかり姿を消しているが、かつては埴生廃寺（善正寺跡）があり、一九四九年の発掘調査によって東西一町、南北一町半の境内に金堂と二つの東西塔をもつ薬師寺式伽藍配置の寺院であったこと、多数の瓦も出土し、いずれも野中寺や葛井寺などの瓦と類似していること、建立は七世紀後半で、九世紀頃まで存続していたことなどが判明している。[29]また、寺山周辺には一〇基程度で構成されていた埴生野古墳群があったが、これもほとんどが消滅したようである。[30]

いずれにしても、［史料20］に示されている事情を改めて整理してみると、野中寺南の一帯は寺山といわれ、葛井・船・津三氏の墓地（埴生古墳群）と野中寺・埴生廃寺が存在していた。墳墓には樹木が茂っていたということになろう。しかも、墳墓の樹木は先祖の魂がよりつくのに必要なものであったのに対して、樵夫からすれば、それは単なる伐採の対象にしかみえていない様子も史料から窺える。同じ景観でも、見る人、立場が異なる人によって、意味付けが違っていた。その点では、［史料19］も同じ事情があったといえよう。また、［史料20］の樹木は先祖の魂がよりつく依代でもあったことはいうまでもあるまい。

以上、［史料18］から［史料20］まで、古墳植樹の開始を七世紀後半とすると、それから一〇〇年余を経過して、古墳・墳墓の樹木もかなり大きく成長し、時にそれが伐採の対象になっていた様子が知られる。これ以外にも、墳丘に植樹されていたことが窺える史料があるが、それは後に紹介するとして、九世紀の史料に陵墓に樹木がどのように植えられていたかが分かる史料があるので、以下では、それを取り上げておきたい。

［史料21］　遣上左近衛将曹粟田真持於深草陵。列中栽樹木。上間以二一丈。相襲成行。（『文徳実録』嘉祥三年（八五〇）四月辛酉条）

［史料22］　告二柏原山陵一詞云、天皇畏畏毛申賜閉止申久、御陵木切留礼事、検見使等申久、御在所上爾木生多利止申爾依弖、掃却介浄奉牟我為爾、参議正四位下直世王・左京大夫正四位上石川朝臣河主等乎差使天、奉出須止申賜布状乎、

畏々毛申賜波久止申。（『類聚国史』三六、天長四年〈八二七〉一一月癸未条）

［史料21］は深草陵（仁明天皇陵）の例であるが、樹木が植えられる際の作法が分かる。すなわち、勅使を派遣して、樹木を一丈（三メートル）間隔で何行（列）にも植えていくとある。また、［史料22］では柏原山陵（桓武天皇陵）に対して、勅使が次のような宣命を唱えた。すなわち、検見使から「御在所」（埋葬地点）の上に木が生えていたという報告があった。そこで、木を掃い浄めようということになり、勅使を派遣して木を伐ることを恐縮しながら申し上げますとある。これからすると、少なくとも陵墓の場合、埋葬地点の上には樹木を植えず、周囲にのみ樹木を植える。しかも、埋葬地点の上にも木が及んできた場合は、それを切らねばならないという作法もあったらしい。

［史料23］　太上天皇、崩二于嵯峨院一。春秋五十七。遺詔曰。……棺既已下了。不レ封不レ樹。土与レ地平。使二草生一上。長絶二祭祀一。……（『続日本後紀』承和九年〈八四二〉七月丁未条）

嵯峨太上天皇は崩御に際して遺詔を残して、極端な薄葬を命ずる。その中で、棺を埋めたら、高く土盛はせず、樹木を植えず、土地は平らにして草は生えるままとして長く祭祀を絶つとある。この逆の関係にあるのが、土を盛り、埋葬地点以外に樹木を一丈間隔で植えるという形であろう。

3、描かれた古墳・墳墓

次に描かれた古墳・墓を一通り取り上げておく。「額田寺伽藍並条里図」は、奈良県大和郡山市の額安寺（旧額田寺）が旧蔵、現在は国立歴史民俗博物館が所蔵している。同博物館では、一九九四年から九六年にかけて図の詳細な調査、研究がなされているので、その成果[31]に従って、古墳と植樹に関する点だけに絞って述べておきたい。

「額田寺伽藍並条里図」は天平宝字年間（七五七～七六四年）をあまり下らない年代の作成の寺領図[32]で、寺院北側に「寺岡」と呼ばれた空間があり、そこには石柱（三箇所）と樹木を周囲に植えた古墳が点在している。古墳としては、九条三里一六坪を中心に「額田マ宿祢先祖」という注記のある「船墓」がある。船墓は現在、北半部が残っており、六世紀前半の築造という。図では二重線の囲みで、瓢箪形に描かれ、周囲に樹木が植えられ

る様子である。樹木は墳丘には描かれておらず、これが、［史料13］にいう「氏々祖墓」の周囲に樹木を植えて林とするという実際の姿であろう。樹種が何か判然としないが、伽藍南門前にも同様なタッチで描かれた木がある。その地字名が「槻本田」であることから、船墓の周囲の樹木も槻（ケヤキ）と見る可能性はあろう。九条四里一五・一六・二一・二二坪に「凵墓」として「墓」字の上に固有名があるのは、船墓のように、単なる墓とは区別される存在であったのかもしれない。やはり二重の瓢箪形で、周囲を寺田が囲み、北側に樹木のようなものが描かれている。これは現、額田部狐塚古墳（全長五〇メートルの前方後円墳）である。図で樹木のある墓という点では、九条三里三一坪の墓も同様であろう。北側に大きな槻らしい二本の樹木がみえる。これは現、鎌倉山古墳で、六世紀後半から七世紀前半の築造と推定されている。

おそらく、このような樹木の植えられた古墳と石柱とによって、額田寺は寺岡に対する排他的経営を成立させたのであろう。それと同時に注目しておきたいのは、かかる事情は額田寺だけではなく、［史料20］の野中寺以南の「寺山」と墳墓との関係と共通していることである。[33] 他にも同様な例があることは後述するが、律令国家の土地政策との関係で、墳墓に樹木を植えることは豪貴族や寺院の土地経営にとって重要な意味をもっていた様子が窺えよう。

墳墓と樹木との関係は絵巻にもみえ、平安末期の『餓鬼草紙』が参照される。第四段（疾行餓鬼）は荒涼とした共同墓地を描いた図として、よく知られているが、墓の上に松と思しき樹木が植えられていることに注目したい。藤澤典彦氏は、永長二年（一〇九七）の奥書をもつ『喪葬記』に「凡墓者、積」土丈余、而以二松樹一植」之。過二二年一亦植二一本一。過二三年一亦植二一本一。従」此人気去成」神。……」とあることと『餓鬼草紙』との一致を指摘された。[34] すなわち、塚上の松は大中小あり、一年ごとに一本ずつ、三年間植えたものと解釈できるという。従うべき見解であろう。とすると、塚の大きさは「丈余」であろうか。また、一一～一二世紀には、墳丘に松が植えられるようになることは後述する。その点でも『餓鬼草紙』は注目されて良いだろう。

描かれた古墳・墳墓という点では、一三世紀末の『一遍上人絵伝』にも手がかりがある。巻四には信濃国小田切里の武士の館の光景があり、ここで一遍が踊念仏を始めるという。その館の一角に塚があり、屋敷墓であろう。

その墓の上に一本の木が立っている。枝振りからすると、松であろうか。先の『喪葬記』からして、一本松は、墓の主が死んで一年目とみられようし、塚の高さも「丈余」ではないだろうか。また、『一遍上人絵伝』巻八には、聖徳太子墓の拝殿奥で、一遍一行が石室を前に拝んでいる図が描かれている。図では、円墳の周りを垣根が回り、その奥は水をたたえた濠になって、魚も泳いでいる。墳丘の上や周囲は垣根の外まで複数の樹種の樹木が繁茂している様子が窺えるが、樹木の種類までは特定できない。また、［史料21］［史料22］にあったように、陵墓において一丈間隔で樹木を植える、あるいは埋葬地点の上には樹木は植えないという作法は、『一遍上人絵伝』の時代の聖徳太子墓までは継承されていないようである。[35]

もう一つの例として『誉田宗廟縁起絵巻』（以下、『絵巻』と略す）に言及しておく。ここには誉田御廟山古墳（いわゆる応神天皇陵）造営の図があり、他に例をみない珍しいものが含まれているからである。『絵巻』の作成については、以下の経緯があった。すなわち、『絵巻』の奥書によると、『絵巻』は永享五年（一四三三）に室町幕府六代将軍足利義教が、誉田御廟山古墳近くの誉田八幡宮（現、羽曳野市）に奉納したもので、足利義教が「先年」、誉田八幡宮に参詣した際に三巻本をみたが、それが内容的に粗略であったので、新たに古伝を集めて絵を描かせた。それが現在の絵巻だという。「先年」とは、絵巻奉納の二年前、義教が高野山に参詣した際に誉田八幡宮に立ち寄った時ではないかとする源豊宗氏の指摘[36]がある。したがって、永享本には先行する三巻本があったことになるが、それが現在、東京国立博物館蔵の断簡で、東博本は鎌倉末期に制作されたものとされている。[37]いずれにしても、美術史家の研究によって、『絵巻』は遡っても鎌倉末期のもので、当然、古代を考えるには史料的価値は乏しい。しかし、中世から想像した古墳の図として、また、古墳と樹木という観点からも、一通り、『絵巻』を取り上げておこう。

まず、完成した応神天皇陵として白色に塗られた墳丘と周囲の濠が描かれている。濠の周囲には山陵を守護する四宇の建物と松がみえるだけである。この後、欽明天皇の時に山陵の背後に誉田八幡宮の本殿と拝殿が建てられたという図があるが、わずかに描かれた古墳には松の木がびっしり育っている様子が窺える。その後、天長五年（八二八）、弘法大師が祈雨の修法を行うと、古墳の

濠の水の上に善女竜王と八大竜王が現れた。ここに古墳の全貌がみてとれるが、松の木に覆われた墳丘と濠の周囲にも松が描かれている。以上の『絵巻』の図は、古墳と樹木との関係からしても時代錯誤は歴然としており、もちろん、史実を読み取ることはできない。山陵完成期に墳丘の周囲に松が植えられていたかどうかは疑問であるし、六世紀の欽明朝までに墳丘が松に覆われるというのも、何の根拠もない。いずれも中世の想像図に過ぎない。しかし、この『絵巻』の図をすべて取り上げないというのも、いかがかと思う。むしろ、注目しておきたいのは、古墳と松との関係である。墳墓に松が植えられるというのは、史料としては前掲の『喪葬記』を初見として中世ではふさわしく、これまでも、例もいくつか紹介した。それが、応神天皇陵図が構想される際にも『絵巻』にそのまま反映したということであろう。

三、古墳植樹の成立と背景

1、古墳と死者の霊魂

次に古墳植樹の成立と背景について、考察してみたいと思う。そこで、最初に古墳では死者の霊魂の行方がどのように考えられていたかという点から出発しておきたい。

では、古代では人の死後、死者の霊魂はどこに行くと考えられていたのであろうか。これには二つのケースがあったとみられる。一つは遺骨とともに墳墓に留まるケースである。たとえば、［史料2］にあげたように、父を雄略に殺された顕宗は即位後に雄略の霊に報復するべく、雄略陵を破壊しようとした（『記』）、あるいは顕宗が雄略陵を暴いて報復しようとしたが、兄の反対にあって思いとどまった（『紀』）という伝承がある。ここから、雄略の霊は遺骨とともに墳墓に留まっていたことが知られよう。

［史料24］　勅、造平城京司、若彼墳朧、見発掘者、随即埋歛、勿使露棄。普加祭酹、以慰幽魂。（『続日本紀』和銅二年〈七一〇〉一〇月癸巳条）

［史料25］　皇太子久病、卜之崇道天皇為祟。遣諸陵頭調使王等於淡路国、奉謝其霊。（『日本紀略』延暦一一年〈七九二〉六月癸巳条）

［史料24］は、平城京造営に際し、破壊される墳墓の幽魂を丁重に祭るよう命じた勅で、この幽魂は、はじめから墳墓に留まっていたとみてよいだろう。［史料25］に皇太子（安殿親王）の病を卜うと淡路島に流された崇

道天皇（早良親王）の霊の祟りとわかったので、淡路国に勅使を派遣して霊に謝したという。この場合も藤原種継暗殺事件で淡路国に流された早良親王の霊が淡路島の墓に鎮まっていたからであろう。

しかし、死者の霊魂の行方はこれだけではなかった。死者の霊魂が墳墓を離れるケースもあった。

［史料26］　仍葬㆓於伊勢国能褒野陵㆒。時日本武尊化㆓白鳥㆒、従㆑陵出之、指㆓倭国㆒而飛之。……然遂高翔上㆑天。……（『紀』景行四〇年是歳条）、乃神霊化㆓白鳥㆒而上㆑天。……（『紀』仲哀元年一一月乙酉朔条）

右に引用したようにヤマトタケルが伊勢国に葬られた。しかし、ヤマトタケルは白鳥となって倭国を指して飛んでいき、倭の琴引原、河内の古市邑の陵を経て、さらに天翔っていく。また、『記』（中〈景行〉）でも、ヤマトタケルは「八尋白智鳥」になって伊勢国から河内国（白鳥陵）、そして、「翔㆑天以飛行」とある。『記』『紀』ともにヤマトタケルの霊魂は墳墓に留まることなく、天空を飛翔する。

［史料27］　翼なす　あり通ひつつ　見らめども　人こそ知らね　松は知るらむ（『万葉集』二―一四五）

［史料28］　青旗の　木幡の上を　通ふとは　目には見れども　直に逢はぬかも（二―一四八）

［史料27］［史料28］の万葉歌にも霊魂が鳥のように行き来する様子が歌われている。前者は、山上憶良の歌で、有馬皇子の魂は鳥のように行き来しながら見ているだろうが、人には分からないだけで松は知っていようという意。後者は、題詞では天智が危篤の時に大后が奉った歌とあるが、伊藤博氏は天皇崩御の後に天皇を山科に葬った時の歌とした方が落ち着くとされている[38]。大意は、木幡（宇治市北部）の山の上を御霊が行き来しているとは目には見えるけれども、直にはもうお逢いできないことよというもの。

［史料29］　重命曰。予聞。人歿精魂皈㆑天。而空存㆓冢墓㆒。鬼物憑焉。終乃為㆑祟。長貽㆓後累㆒。今宜㆔砕㆑骨為㆑粉。散㆓之山中㆒。（『続日本後紀』承和七年〈八四〇〉五月辛巳条）

淳和太上天皇の遺詔は薄葬を命じたものであるが、ここにも精魂が天に帰る。空虚になった墳墓には鬼が住み着く。遂には祟りをなし、長く災いを残す。死後は骨を砕き、山中に散布すべきであるという。精魂が天に帰るというのは、樵夫が墳墓の樹木を伐採したため、「先祖幽魂」は帰って来られなくなる（［史料20］）というのと、

関連するところがあろう。

このようにみてくると、古代では死者の霊魂は墳墓に留まるものと、墳墓から離れるものと双方のケースがあったことを認めておかねばならない。[39] かかる古代の二つの観念が中世社会にも及んでいることは勝田至氏に指摘[40]がある。

これを古墳の在り様から見直すと、白石太一郎氏の指摘[41]にもあるように、古墳時代の前・中期の竪穴式石室では、棺を石材と粘土で厳重に密閉していることと関係する。しかも、棺の周りに鏡を多数ならべて、霊魂を封じ込めたり、あるいは外部の悪霊の侵入を防いだりする（辟邪）という。このような密封に関して、高橋克壽氏は、前期古墳では墳頂下から三・五メートルから五メートルに及んで石室が築かれているのに対して、中期では〇・五メートルから一メートルと埋葬施設が浅くなるという指摘をされている。[42] 深さという点では、密封意識が前期から中期にかけて相対的に弱まっていくらしい。しかし、いずれにしても、石室が密封されるということは、霊魂が墳墓に留まっている一方で、霊魂が墳墓から容易に飛び出していくことが考えられていたことを反映するのであろう。

後期の横穴式石室の段階になると、追葬が可能になり、密封は前・中期ほどではなくなるとしても、辟邪の姿勢は続く。たとえば、九州の装飾古墳で三角文や、鏡を表す円文などは辟邪を表すといわれている。[43] また、横穴式石室を舞台とする黄泉国の神話では、死者に対して現世との別処を宣言するコトドワタシの儀礼によって、現世と黄泉国は隔てられ、死者の霊を石室内に封じ込める。[44] このような辟邪、密封という点では前・中期とかわらないところがある。

以上の霊魂の行方を前提として、［史料4］の檜隈陵の立柱について、ここで再び取り扱うこととしたい。先述したとおり、推古二八年という欽明天皇没後五〇年目を期して、欽明の霊を迎えて祭祀がなされたとみられる。多くの指摘があるように、この時の柱は、欽明の霊魂を迎える招ぎ代（依代）であろう。[45] とすると、古墳立柱が史料上、はっきり窺えるのは当該記事しかないが、他にも同様な例があったとしても不思議ではあるまい。その意味で注目したいのは、ヤマトトトヒモモソヒメを葬ったという箸墓の名称である。箸墓の名前は、ヒメが陰部に箸を突き刺したことによって死んだというのが『紀』の由来伝承（『紀』崇神一〇年九月甲午条）であるが、

番号	遺跡名	所在地	時期	遺構名	位置	形態	規模（m）	最深（m）	柱痕径（m）	分類	墳形
1	纒向石塚古墳	奈良県桜井市	古墳初頭	柱穴	墳丘裾	単独？	約0.3			C１	前方後円墳
2	神郷亀塚古墳	滋賀県東近江市	古墳初頭	柱穴列	周濠外縁	９本柱列	0.3×0.3	0.4		D	前方後方墳
3	五色塚古墳	兵庫県神戸市	古墳前期	柱穴	墳丘上	埴輪・柱列	0.4～0.8	0.85	0.25	C２	前方後円墳
4	処女塚古墳	兵庫県神戸市	古墳前期	柱穴	墳丘上	柱列				C２	前方後円墳
5	玉手山９号墳	大阪府柏原市	古墳前期	柱穴	墳丘上	埴輪・柱列	約0.5	0.4		C２	前方後円墳
6	銚子塚古墳	山梨県中道町	古墳前期	木柱	墳丘裾	単独？	0.8×0.8	0.7	0.2	C１	前方後円墳
7	玉山古墳	福島県いわき市	古墳前期	柱穴	墳丘上	柱列	約0.3			C２	前方後円墳
8	蛭子山１号墳	京都府与謝野町	古墳前期	柱穴	墳丘上・裾	単独？２			0.2	C２・C３	前方後円墳
9	水源地２号周溝墓	熊本県熊本市	古墳中期	小穴	墓坑四隅	４本柱穴	0.25～0.5	0.35		C３	円墳
10	鋤崎古墳	福岡県福岡市	古墳中期	柱穴	主体部入口	単独	0.2～0.3	0.4		E	前方後円墳
11	両宮山古墳	岡山県赤磐市	古墳中期	柱穴列	周濠外堤	柱列	約0.9	1.4		D	前方後円墳
12	今里車塚古墳	京都府長岡京市	古墳中期	大柱	墳丘裾	柱列				C２	前方後円墳
13	芝山３号墳	京都府城陽市	古墳中期	柱穴	墳丘入口	柱穴	約0.4	0.2		E	方墳
14	鴨谷東１号墳	京都府加悦町	古墳中期	柱穴	墳丘裾	埴輪・柱列	0.25～0.5	1.23	0.2	C２	円墳
15	〃　３号墳	〃	古墳中期	柱穴	墓坑肩	単独	約0.4			C３	円墳
16	佐美４号墳	鳥取県湯梨浜町	古墳中期	柱穴	墳丘裾	柱列	0.3	0.2		C１	円墳
17	衛守塚２号墳	山形県山形市	古墳後期	柱穴	墳丘裾	柱列				C１	円墳
18	軽井沢１号墳	神奈川県横浜市	古墳後期	小穴列	墳丘上・裾	柱列				C１	前方後円墳
19	小墓古墳	奈良県天理市	古墳後期	柱	墳丘裾	４本				C１	前方後円墳

［表１］　古墳の立柱一覧表

ハシという名称から生じた一説として、不自然な伝承という感は否めない。箸墓のハシについては、これまでも土師氏が造営した土師墓説[46]、大物主神が化した箸＝籌木説[47]、箸墓古墳の発掘調査で検出された土橋に由来するという説[48]などがあるが、土師墓説の場合、ハシとハジの相違は問題として残ろう。

ここでは、ハシ＝柱に着眼してみたい。とすれば、箸墓古墳の祭祀にも檜隈（欽明）陵と同様、立柱の祭祀が行われていたことを考慮すべきではないだろうか。このような見方は、筆者が最初ではない。すでに柳田国男氏は、箸墓・箸塚はハシラが立っていたことによる命名と指摘されていた[49]。

もっとも箸墓の例まで動員せずとも、近年の考古学の発掘調査は古墳立柱の事例がけっして檜隈陵だけではなかったことを教えてくれる。詳しくは植田文雄氏の近著[50]に委ねたいが、植田氏作成の［表１］[51]からも、古墳立柱がかなりの広がりをもっていたことを知るべきであるし、今後の発掘調査でさらに同様な事例がみつかるものと思う。

古墳立柱の起源については二つあり、一つは吉野ヶ里遺跡の墳丘墓など弥生後期に前例が求められ、現在まで

のところ、二四例が植田氏の著書に整理されている。[52]もう一つの系譜は朝鮮半島で、韓国梁山市の北亭里三号墳の墳丘裾に墳丘を囲むように木柱を立てたらしい柱穴がみつかっている。[53]ただし、この古墳の年代は六世紀前半なので、日本の立柱の起源にはならない。今後、朝鮮半島の事例が増えれば、古墳立柱の起源論にも新しい展開があるかもしれない。

では、古墳立柱の意味は何であろうか。植田氏は、弥生時代では「死者の霊魂の依り代」と「王の権力を示す施設」の役割があったが、古墳時代になると、「依り代」の役割が弱まり、「王の権力を示す施設」の意味が増したと結論付けている。[54]植田氏以外の諸説では、大別して中国の影響とする説と依代説がある。前者は、古墳の墳丘の段築のテラスに木製の埴輪や木柱が林立する例があるのを、中国の祖先をまつる享堂の影響とする。[55]しかし、享堂は墳丘に段を作り、それを覆うように瓦屋根の重層建築を建てるものであるが、古墳の木柱や埴輪列と享堂建築との間にはかなりの差があり、直ちには賛成しがたいところがある。[56]それに対して、依代説は植田氏以外に土生田純之氏[57]も同様であり、欽明天皇陵の大柱からしても一番納得し易いところであろう。[58]

なお、小池寛氏が「墳丘という聖域を区画する概念、次に「亡き祖霊の依代」としての概念、そして、墳丘の正面観を表示する場合の概念」と指摘されていた[59]のは看過できない。小池説から継承するところとして、とくに聖域の区画説[60]は依代説とともに活かすべきではないだろうか。というのは、古墳の周囲に立てられた柱を依代だけの意味と考える必要はないからである。柱はハシ＋ラ（助詞）で、同類の言葉に箸・嘴・橋・梯子・艀などがある。橋に象徴されるように、ハシとは別の世界との境界であった。そうした境界領域に立つのが柱であり、それが邪霊の侵入を防ぐ役割を果していたのではないだろうか。井手至氏の、「上古、とくに書契以前の人々が、山や隅などを境界と観じ、そこにハシを立て、それにこもる呪力によって災厄邪神の境界内への侵入を防塞しようとしたらしい形迹」[61]が認められるという指摘が参照される。たとえば、諏訪大社の御柱として、境内の四隅に枝葉を払い木の皮をむいた巨木（モミ）が立てられている。それは依代であろうが、同時に神域の結界をも表わしているのであろう。したがって、古墳の柱も依代だけの役割と考える必要はあるまい。死者の霊魂を迎える依代と、境界にあって聖域を区画し、辟邪、邪霊の侵入を

阻止する機能も同時にもっていたのであろう。

2、古墳植樹の背景

これまで古墳に植樹がなされたのは七世紀後半からであろうと述べたが、その理由、背景はどこにあるのか、次にその点を述べてみたいと思う。

その理由の一つに、律令国家の土地政策があった。すでに［史料13］として紹介したところであるが、慶雲三年、「氏々祖墓及百姓宅辺」に樹木を植えて林とした場合、「周二三十歩」ならば[62]、墳墓の周辺の土地まで豪貴族層の排他的土地経営が達成できることとなった。その具体例として、すでに［史料20］で葛井・船・津氏の墓地と「寺山」の例、［図1］の額田寺北方の古墳と「寺岡」の例を取り上げたので、ここでは繰り返さない。ここでは左に関係史料を追加しておこう。

［史料30］〈大和国栄山寺〉寺家四至内并郡内住人等不レ憚二制止一或遊猟、或切二損本願墓山樹木一事。（康和三年〈一一〇一〉一二月四日勧学院政所下文写〈『平安遺文』一四六八〉）

［史料31］　糟糠墓東開発山田坪付……糟糠墓北浦谷尻新開六段（保安四年〈一一二三〉九月一二日明法博士勘状案〈『平安遺文』一九九八〉）

［史料30］の栄山寺の寺家の解状によると、藤原武智麻呂の墓域（墓山）は徭丁一二人で守護していたが、近年、郡内の住人が四至内に乱入し、「墳墓樹木」を伐採するなどの行為に及んだ。住人の行為を停止させるよう、勧学院が栄山寺に命じている。墓山は二八〇町もあった（『平安遺文』三一八）が、墓樹の存在が栄山寺の寺領経営にとって必要なものであった様子が窺えよう。［史料31］は、「糟糠墓」の例。「糟糠」とは、夫の死後も墳墓を守護するなどして国家から顕彰された節婦の別称で、［史料31］からは墓を拠点に開発が進められていった様相が推想される[63]。ただし、「糟糠墓」の場合、墳丘に樹木があったかどうかまでは判明しない。

いずれにしても、慶雲三年詔を契機として、律令国家の土地政策の中で、墳墓の樹木は豪貴族層や寺院などが一定の土地私有を主張する場合、重要な意義を担った。古墳や墳墓に樹木が植えられていく、一つの理由は律令国家の土地政策にあったといえよう。

理由の二つ目は、中国の影響である。中国では戦国時代から大きな墳丘墓が出現するが、樹木の植えられた墳墓に関する、主な史料としては以下のものがある。

［史料32］　以爵等為丘封之度與其樹数。（『周礼』春官冢人条）

［史料33］　世之為丘壟也、其高大若山、其樹之若林、……（『呂氏春秋』一〇、孟冬紀）

［史料34］　魯郡上民孔景等五戸居近孔子墓側、蠲其課役、供給洒掃、并種松栢六百株。（『宋書』文帝紀、元嘉一九年〈四四二〉一二月丙申条）

［史料35］　……松柏為人伐　高墳互低昂……（陶淵明、「擬古」其四）

［史料36］　……古墓犂為田　松柏摧為薪……（『文選』古詩一九首中の第一四首）

［史料37］　仁傑、儀鳳中（六七六～六七八）為大理丞、……時武衛大将軍権善才、坐誤斫昭陵柏樹。仁傑奏罪当免職。高宗令即誅之。仁傑又奏罪不当死。……（『旧唐書』狄仁傑伝）

［史料38］　今後毎至歳首委有司于正月二月七月八月四箇月内、擇勤土利便之日、先下奉陵諸県、分明榜示百姓、至時與設法栽植畢日、県司與守塋使同検点、拠数牒報、典折本戸税銭。（『唐会要』会昌二年〈八四二〉四月二三日勅節文諸陵柏栽）

［史料32］には、身分に応じた墳丘の高さと樹木の数が定められている。［史料33］にも、丘壟が高大で、これに樹木を植えるとある。［史料34］は、孔景ら五戸を墓側に居住させ、課役を除き、掃除をさせて孔子の墓の管理をさせるが、その時、松柏を植えさせたとある。墓樹としての松柏は、陶淵明の詩に松柏が伐られて高墳も高低が定まらないとあること（［史料35］）や、古墓が破壊されて松柏が薪になるという詩（［史料36］）からも知られる。［史料37］は、権善才という武衛大将軍が唐太宗の昭陵の柏樹を切ってしまった。高宗は死罪にあたるとしたが、大理寺の丞、狄仁傑の説得で善才は死を免れたという話。唐の皇帝陵に柏が植わっていたことになる。［史料38］は、諸陵に柏を植えるのは、正月二月七月八月のうちで、「勤土利便」の日を択び、百姓に植栽させる。植栽が終わったら、県司と守塋使が点検し、樹木の本数に応じて税銭を折るとある。［史料38］にある植栽の月は農閑期であろう。日本側の史料では仁明天皇の埋葬が嘉祥三年（八五〇）三月二五日、仁明陵への植樹が四月二五日（［史料21］）という例が知られる程度である。植樹の場合、人々を徴発する以上、基本的に農閑期が利用されていたのではないだろうか。

ところで、劉慶柱・李毓芳氏の共著『前漢皇帝陵の研

究[64]』によると、中国で松柏が植えられた理由については、松柏が百木の長であること、柏が死者の肝脳を食う罔象を駆逐するからだ（『風俗通』）という指摘がなされている。谷野典之氏も、中国の墓に柏が植えられた理由を、常緑樹としての生命力、邪気を払う力、それに『風俗通』の説をあげて説明されている[65]。このうち、『風俗通』の説を［史料39］にあげた。

［史料39］　墓上柏樹、路頭石虎。周礼、方相氏葬日入レ壙駆二罔象一。罔象好食二亡者肝脳一。人家、不レ能三常令二方相立一レ于レ側。而罔象畏二虎與一レ柏。故墓前立二虎與一レ柏。（後漢、応劭『風俗通』）

以上の説明からも、中国で墓に柏が植えられた事情は了解できるが、松の根拠ははっきりしない。『史記』亀策列伝に「松柏為二百木長一、而守二門閭一」とあり、「百木長」の根拠もこの辺にあるらしい。あるいは、唐代では陵域を柏城と呼ぶことが一般化するということからすれば、中国の墓樹は柏が中心であったといえよう[66]。［史料37］でも昭陵には柏樹が植わっていたし、［史料38］では柏を植えるとあった。［史料39］の『風俗通』でも「墓上柏樹」であったのに対し、松にも言及するのは前掲では［史料34］［史料35］［史料36］であった。なお、『三国志』東夷伝高句麗条には「積レ石為レ封、列二種松柏一」とある。松柏を植える習慣は高句麗にも及んでいたことが知られる。

古代中国の墳墓に樹木が植えられていたことが日本に影響をあたえたであろうことは想像に難くない。日本の墓樹は、先に述べたとおり、［史料9］の六八九年の采女氏塋域碑が史料上の初見であった。ちょうど浄御原令の諸司班賜の時期と一致していることからも、浄御原喪葬令第一条（養老喪葬令先皇条相当）に「耕牧樵採」の禁止が規定されていた可能性が高い。とすると、厳密にいえば、古墳植樹は、浄御原令制定以前には、すでに始まっていたとみておくべきであろう。それ以前の史料に恵まれないが、だからといって、六八九年よりもはるか以前から植樹が始まっていたとも考えにくい。現段階では七世紀後半以降としておくのが妥当ではあるまいか（後述）。

ところで、日本と中国との墓樹を比較してみると、たしかに墳丘に樹木を植える点、樹木が辟邪の機能をもつ点では彼我の共通するところであった。しかし、『風俗通』にある「石虎」（［史料39］）は日本に受容されていない点、日中間で相違もある。

ここでは、日中のもう一つの相違点として、樹木の種類について言及しておきたい。

［史料40］　太上天皇（元明）又詔曰、……又其地者、皆殖常葉之樹、即立剋字之碑。（『続日本紀』養老五年〈七二一〉一〇月庚寅条）

右の記事には、元明太上天皇の遺詔として陵に「常葉之樹」（常緑樹）を植えるようにとあるが、これ以外に墳墓の樹木名が明らかになるケースは少ない。しかも、元明太上天皇陵の樹木についても問題は残る。というのは、『続日本紀』養老五年一二月乙酉条に「太上天皇葬於大和国添上郡椎山陵」とあるので、元明陵には「椎」が植栽されていたとみられるが、これまで「椎」字はナラと読まれてきた[67]。新日本古典文学大系本の『続日本紀』の脚注には、『新撰字鏡』の「椎奈良乃木」を根拠にあげている[68]。『式』二一（諸陵寮）には「奈保山東陵」とあることから、松下見林の『前王廟陵記』では「今按。遽延喜式之。則椎猶字之誤。猶訓奈保」としてナホと読む説[69]もあった。しかしながら、ナラは落葉高木である。一方、シイは常緑高木であるので、元明が「常葉之樹」を植えるよう遺詔しておきながら、「椎（ナラ）山陵」になったというのは、やはり不自然であろう。ここは「椎（シイ）山陵」と読むべきではあるまいか。

［史料41］　……嗟呼、北芒新墳、已見七尺之花樹。……（『本朝文粋』一四、大江匡衡「為右近中将源宣方四十九日願文」〈長徳四年（九九八）一〇月一二日〉）

墳丘の樹種名が窺える例としては、［史料41］がある。これは「北芒」（洛陽の北の貴族の墓地のことで、中国風に表現した墓地の意）の「新墳」（故源宣方の墓）に「七尺之花樹」が咲いており、それによって、宣方は西方極楽浄土に往生しているだろうという詩である。墓樹の一つの手がかりであるが、「花樹」の中身は具体的には不明としかいう他ない。

［史料42］　檜隈坂合陵（欽明天皇）、檜隈大内陵・同大内陵（天武・持統陵―「阿不幾乃山陵記」）、真弓丘陵（草壁皇子）、檜隈安古岡上陵（文武天皇）、大枝陵（高野新笠）、柏原陵（桓武天皇）、楊梅陵（平城天皇）、檜隈墓（吉備姫王）、拝志墓（藤原総継）―以上、『式』二一（諸陵寮）、新漢擬本南丘（葛城円大臣・黒彦皇子・眉輪王、雄略即位前紀）、赤石檜笠岡上（舎人姫王、推古一一年〈六〇三〉七月丙午条）、桃原墓（蘇我馬子、推古三三年〈六二五〉五月丁未条）―以上、『紀』

［史料42］では『式』や『紀』から知られる陵墓名で、

墳丘に樹木が植えられている可能性があるものを列挙してみた。このうち、大枝・拝志では樹木名は判明しない。ヒノクマは地名に由来している可能性があるので、除くべきかもしれない。天武・持統陵の場合、文暦二年（一二三五）に盗人があり、墓の中が荒らされたという経緯があった。この時の実地検分の記録が「阿不幾乃山陵記」で、古墳の内部の様子が知られる。樹木に関するところだけを取り上げると、山陵は八角形で五段、「五重ノ峰有」森十余株」とある。森の樹木が何であるか、書かれているわけではないが、「阿不幾」（アオキ）とみる可能性はあろう。アオキは常緑樹であるので、［史料40］の「常葉之樹」の前例と見なすこともできる。

草壁皇子の場合は真弓、桓武天皇は柏（コノテガシワ）[70]、平城天皇は揚梅（ヤマモモ）、葛城円大臣らの場合は擬（ツキ）であり、ツキは「額田寺伽藍並条里図」で推定した船墓の例と一致するかもしれない。蘇我馬子の場合は桃、それに［史料15］で紹介した真木（檜・杉）・松、［史料17］の黄楊小櫛、それに元明陵の椎の例もある。

陵墓名などに含まれる樹木名は単なる地名の一部かもしれず、決定的なことはいい難いところがあるが、全体的にはかなり多様な樹木が植えられていた可能性があろう。少なくとも、中国の松柏はそのまま日本に導入されていたわけではなかったように思う。柏の例は桓武陵の一例のみ、［史料42］の例では松は一つも見出せていないのである。

ちなみに［史料42］の樹木を常緑樹という点でみると、アオキ・コノテガシワ・ヤマモモ・ツゲが該当する。これにヒノキの例も加えてよいのならば、ヒノキも常緑樹の仲間である。ツキ（ケヤキ）は落葉樹であるので、失格と言うべきかもしれない。いずれにしても、中国の松柏に対して、とくに柏に関して、日本でのこだわりは見出しがたい。むしろ、常緑樹が広く利用されていた―松柏も常緑樹であるが―というのが実際であったといえようか。

それが中世になると、「松墳」といういい方が史料上、散見するようになる。初見は一三世紀初頭の石清水文書（建保五年〈一二一七〉正月二七日「権別当宗清願文案」）とみられる。墓に松を植えるというのであれば、前掲の『喪葬記』の例があった。奥書に永長二年（一〇九七）とあったことからすれば、古墳と松との関係は一一世紀末まで遡ろう。『中外抄』上に、康治二年（一一

四三）九月二五日、法輪寺の藤原道長室の御葬所に小松が植わっているという例、室町初期頃成立かと推定される『吉事略儀』に「山作所行事。……其後築レ墓。立二石率都婆一。立二廻釘貫一植レ松。四面掘レ溝」という例もある。それに先述の絵画資料の松も参照される。とすると、唐では「柏城」になっていくのに対して、日本では「松墳」に収斂していったといえるかもしれない。[71] これは日中の相違点として注意しておいて良いだろう。[72]

以上、述べてきたことをここでまとめておこう。日本の古墳や墳墓に樹木が植えられるようになったのには、以下の理由があった。一つは、墳丘の周囲に樹木を植えて林とすることで周辺の土地に対しても排他的土地所有が認められるという律令国家の土地政策で、慶雲三年詔に始まる。第二は、墳墓に松柏を植えるという中国の影響で、早ければ七世紀後半頃には始まり、浄御原令第一条が墓樹の伐採禁止を規定したとみられる。そして、第三の理由として、右記の二つの理由の背後に古墳立柱という伝統があったこと。いいかえると、古墳立柱という前提の下、中国の影響や律令国家の土地政策によって、古墳植樹が成立したといえよう。

［史料43］　詔曰、朕聞、西土之君、戒二其民一曰、古之葬者、因レ高為レ墓。不レ封不レ樹。……（『紀』大化二年〈六四六〉三月甲申条）

古墳植樹の開始年代については、史料上の初見が［史料9］の六八九年であること、それ以前の七世紀前半では、［史料3］［史料4］からして、植樹以前の段階と判断される。そこで、問題になるのは、この双方の時代のほぼ中間の年代に、古墳植樹に関する史料がもう一つあり、それが［史料43］の大化薄葬令であった。

大化薄葬令とは、大化二年三月二二日に、孝徳天皇の詔として出された造営墓の規制策である。石室・墳丘の大きさ、造営の役夫・日数などを身分ごとに定めたもので、これにより、墳墓の規模は従来よりも縮小、簡素化されたものとみられる。［史料43］が詔の冒頭で、「古之葬」以下の箇所は『魏志』武帝紀と同文である。「不レ封不レ樹」は嵯峨太上天皇の遺詔にもあり（［史料23］）、薄葬の決まり文句とでもいえようが、この語句から古墳と植樹をめぐって二つの解釈が成立する余地がある。

第一は、薄葬令がすべて大化二年に出されたとする立場で、中国に出典のある箇所も含めて、大化二年のものと理解される。[73] その場合、大化二年当時、古墳に植樹がなされていたことが前提になろう。そうでないと、「不

レ封不レ樹」を『魏志』から引用した意味がなくなるはずである。とすると、薄葬令を間接的証拠として、大化二年段階で古墳に樹木が植えられていたことになる。しかし、先にも述べたとおり、古墳植樹の確実な最初の史料は［史料9］の六八九年のもので、大化二年の薄葬令はそれよりも四〇年以上も遡ることになる。

第二として、関晃氏らが指摘されている通り、「不レ封不レ樹」を含む『魏志』の文章が『紀』の編纂時に付加されたとする見解。七世紀後半以降の『紀』の編纂段階で、『紀』の編者が中国の先例を薄葬令に付け加えたということも、これまた想定可能であろう。その場合には、七世紀後半には古墳植樹がなされていたはずであるから、薄葬令に「不レ封不レ樹」の語句が採用されていても、一向に問題にはならないはずである。

現段階では、「不レ封不レ樹」の語句がどの時期に『紀』の薄葬令に入ったかを解明するには十分な手がかりを欠く。ここでは大化の薄葬令の解釈次第では、古墳植樹の開始年代が七世紀中頃に遡るかもしれないということだけを指摘して、論を先に進めたい。

四、古墳の転用―樹木を手がかりに―

1、杣

古墳や墳墓は、七世紀後半頃から樹木が植えられていくことになり、それによって古墳は大きく姿を変えることになった。とはいえ、それがそのまま墓として継承されていくこともあったが、樹木のおかげで、別のものに転用されたケースもある。古墳そのものの転用例としては中・近世の城の例[75]があるが、本稿では樹木を扱うのを基本としているので、樹木が植わったことで、古墳が墓とはみなされなくなる例を取り上げておく。

その第一は杣である。杣とは、木こりが材木を採る山のことであるが、こんもりと樹木が茂った古墳のモリはその周囲も含めて、杣にふさわしい景観になったものと思われる。前掲の［史料20］に「今樵夫成レ市、採二伐冢樹一」とあった。墳墓に関わって樵夫が出て来る最初の例であろう。もっとも、この場合、「樵夫」とは、菅野真道の奏上で、真道の側が木こりとみなした（受け止めた）人々が墳丘の樹木を伐採していたということであろう。

［史料44］　橘元実伊賀国玉瀧杣施入状案

蔭子橘元実敬白

奉レ施二入売一二與平時光一玉瀧杣内除二留墓所杣一事

四至　東限玉瀧川西峯　南限岡本西谷北　西限真木川東峯　限阿部門谷南峯

在二伊賀国阿拝郡一

右件杣、元是元実等先祖之墓地也、累代子孫相伝守レ領、其来尚矣、経レ年之間、樹木生繁、自為二杣山一、爰延喜御代造二東大寺講堂一之時、被レ造二運件杣木一也、當二於爾時一、元実注二先祖墓地之由一、公家之日、天恩早降、免除先畢、既省二庶人之競切一、全守二先祖之舊墳一、於レ是元実并族類等不レ久遭二於災禍一、各浮二浪他国一、定知申妨二彼講堂料材木一之所レ致也、適従二遠国一還向之日、尋二事案内一、東大寺・修理職・冷泉院・雲林院等料材木、各給二官符一、造二運件杣一、其官符云、件杣私人所レ領也、宮城修理之間、殊給二官符一令二造用一云云、無力愁申、私歎之間、樹木漸切掃、墳墓作二露地一、其祟彌可レ有二元実并子孫之身一、不二若永奉レ施二入伽藍一、令レ得二先祖菩提之道一、兼免二元実禍殃之祟一、仍施入如レ件、……（『平安遺文』二七一）

右は天徳二年（九五八）一二月一〇日、橘元実が伊賀国玉瀧杣（「墓所杣」）を東大寺に寄進した時の史料で、大意は以下の通りである。玉瀧杣の地は、元実の先祖の墓地で、子孫相伝の地であった。年とともに樹木が茂って杣山となった。ここに延喜の代（九〇一～九二三）に東大寺が講堂を造る時に杣の木が運び出されてしまった。その時、元実は先祖の墓地であることを「公家」（朝廷）に訴えたことで、樹木の運び出しが免除され、先祖の墓地もすべて守られることとなった。ところが、元実や族類が災禍に遭い、他国を浮浪していたのが、たまたま遠国から戻ってみると、今度は東大寺・修理職・冷泉院・雲林院らが太政官符を得て、杣から材木を運び出している。樹木は切り払われ、墳墓は露地になった。その祟りは元実や子孫の身に及ぶであろう。もし、この杣を東大寺に施入しなかったら、先祖の菩提の道が得られようか。あわせて元実の災禍の祟りも免れよう。それ故、東大寺に施入すること以上の通りである。

この史料からも、墳墓に樹木が植わっていて、そこが東大寺などによって「墓所杣」として利用されていた様子が窺える。しかも、［史料44］にははっきりと杣という言い方も出て来ている。墓所を杣というのは、当該史料が初見であるが、『日本後紀』以下の六国史には、しばしば天皇陵などの樹木が陵守や百姓によって伐採されたという記事が散見している。それを次に提示しておこう。

［史料45］

楯列陵（神功皇后陵）　＊陵守ニヨル伐木（『続日本後紀』承和六年〈八三九〉四月丙子条）、＊陵守ニヨル七七株・楛木ノ伐採（『続日本後紀』承和一〇年〈八四三〉四月己未朔条）、＊陵守ニヨル伐木（『三代実録』貞観八年〈八六六〉六月壬寅晦条）、百姓ニヨル伐木（『三代実録』貞観一七年〈八七五〉七月癸未条）

山階陵（天智天皇陵）　陵守ニヨル伐木（『三代実録』貞観八年〈八六六〉一〇月乙酉条）

柏原陵（桓武天皇陵）　＊陵守ニヨル伐木（『続日本後紀』嘉祥三年〈八五〇〉三月壬寅条）

田邑陵（文徳天皇陵）　陵守ニヨル伐木（『三代実録』貞観八年八月庚寅条）、陵守ニヨル伐木（『三代実録』貞観八年一〇月乙酉条）

高畠陵（藤原乙牟漏陵）　＊伐木（『類聚国史』弘仁七年〈八一六〉六月壬戌条）

多武峯墓（藤原鎌足墓）　部内ノ百姓ニヨル伐木・放牧ヲ禁止（『三代実録』貞観五年〈八六三〉二月庚子条）

隅山墓（藤原房前墓カ）　百姓ニヨル伐木ヲ禁止（『日本紀略』弘仁四年〈八一三〉一二月癸巳条）

これらは、後掲の［史料46］［史料47］［史料48］も含めて、いずれも陵墓に対する伐木の例である。ここには杣という言葉自体は出てこないものの、陵墓の樹木は陵守や百姓の伐採の対象になっていたことが分かる。墓所を杣というのは［史料44］が最初であったが、内実としては早くから陵墓も杣化していた様子が見て取れよう。

それと同時に注目したいのは、［史料44］に墳墓の樹木を伐採して露地にしてしまうことで、祟りが元実や子孫に及ぶとされていた点である。この場合の祟りとは何の祟りであったろうか。また、なぜ祟りは元実やその子孫に現れるのだろうか。

これに関して、米井輝圭氏が、古代の「祟りのシステム」を明らかにされている[76]のを参考にしたい。すなわち、「祟りのシステム」とは「災異の出現→トまたは占→祟る存在とそれが祟りとなる原因となった事実の特定→適切な対処→（災異の消滅）」であった。このシステムは陵墓の伐木と祟りの問題を整理する際にも有効である。まず、三つの関係史料をあげておく。

［史料46］詔曰。天皇我詔旨止。掛畏支柏原乃御陵尓申賜へ止申久。頃者御病発天悩苦比大坐。依」此天卜求礼波。掛畏支御陵乃木伐并犯穢流祟有利。読経奉仕波無」咎久可」有

止ト申。乍驚恐畏流状乎。差一使参議従四位下大和守正躬王。右近衛中将従四位上藤原朝臣助等一天申奉出。卜申我己止読経毛令一奉仕。又巡見検天犯状乃随尓。山陵守等波久。勘賜牟。此状乎平久聞食天。護賜比矜賜牟尓依之天。所苦平痊天。国家無レ事久可レ有止。恐美恐毛申賜久止申。（『続日本後紀』承和八年〈八四一〉一〇月乙未条）

［史料47］遣上参議正四位下行勘解由長官兼式部大輔播磨権守菅原朝臣是善。従四位上行左京大夫輔世王一。向一深草山陵一。謝レ過祈上恩。以三神祇官言一不レ雨之祟在レ伐一山陵樹一也。（『三代実録』貞観一七年〈八七五〉六月丙寅条）

［史料48］比月災旱。神功皇后楯列山陵成レ祟。遣レ使巡検一。守一喪儀倉一者。於一倉下一解レ鹿喫レ肉。百姓伐一取南北二陵樹木三百卅二株一。守レ倉人及諸陵官人科レ罪。（『三代実録』元慶元年〈八七七〉七月壬寅条）、是日。遣上使於楯列山陵一。申中謝伐レ木解レ鹿之祟上。（『三代実録』元慶元年七月己酉条）

［史料46］から見ていくと、まず、仁明天皇の病という「災異の出現」が起こった（傍線部）。「卜または占」として神祇官がトうと柏原陵の木が伐られるという祟りであったこと、読経奉仕は問題ないことが判明した（破線部）。それに対して、「適切な対処」として、勅使を柏原陵に派遣して、読経と陵守への処罰報告及び国家の無事を祈願することがなされている（波線部）。［史料47］では、不雨という災異があり、それを神祇官が山陵の樹木を伐ったことによる祟りとし、勅使が深草陵（仁明陵）に派遣されて謝罪がなされている。［史料48］も同様で、災旱という事態が起こり、それが楯列陵の祟りと判断された。その結果、「祟る存在と祟りとなる原因となった事実の特定」として巡検使が派遣されて、喪儀倉を守る者が倉下で鹿肉を食べていたこと、百姓が南北二陵（神功陵と成務陵）の樹木三三二株を伐採したことが判明した（二重線部）。そこで、「適切な対処」として守倉人と諸陵官人の処罰がなされ、さらに楯列陵に勅使を派遣して、伐木と解鹿の祟りを謝罪した。

かかる三例からも「祟りのシステム」が判明する。［史料48］に掲げた諸例のうち、＊印を付けたのは、「祟りのシステム」のすべてか一部かが窺えるものである。そこに共通するところとして、災異や祟りが実際に樹木を伐採していたものには現れず、陵墓の子孫である天皇に及んでいたという点である。「適切な対処」として、天皇が勅使を派遣して陵墓に謝罪していることから、祟

りは墳墓の主のものであったみられる。それに対して、伐木をした者は世俗的な刑罰で罰せられるだけであった。

実は子孫に祟りが及ぶというのは、［史料44］にもあった。［史料44］を見直してみると、「災異の出現」とは元実一族の災禍遭遇と他国への浮浪、彼らに祟りがますます及ぶだろうという懸念であり、「祟る存在と祟りとなる原因となった事実の特定」は、東大寺などが一斉に墓所杣の樹木を伐採し露地にしたことであった。そして、「適切な対処」として、元実らが祟りを免れるために東大寺に杣を寄進するということになる。「祟りのシステム」は何も都の周辺の陵墓だけの問題ではなかったことが知られよう。

［史料49］　勅二左右京一、今聞、造レ寺悉壊二墳墓一、採二用其石一。非三唯侵二驚鬼神一、実亦憂二傷子孫一。自レ今以後、宜レ加二禁断一。（『続日本紀』宝亀一一年〈七八〇〉一二月甲午条）

左右京の寺院造営に際して墳墓の石を利用するのを禁止した勅であるが、そのような行為は「鬼神」（死者の霊魂）を驚かすだけではなく、子孫を憂い傷つけるものだという。ここには樹木のことは出てこないが、墳墓と子孫との結びつきの強さが窺えよう。［史料44］に伐木による祖先のタタリが元実や子孫に及ぶというのには、以上のような背景があったからであろう。

いずれにしても、古墳や墳墓は樹木も含めて子孫と強いつながりがあり、樹木は墓の主の祟りによって伐木が食い止められていたことを確認したい。樹木を伐採する側からすれば、樹木の繁茂した古墳は格好の杣として意識されていたのではないだろうか。ただし、陵守や百姓たちが陵墓のことをすっかり忘れていたとは考えにくい。とくに樹木の伐採行為は、時として墓の主の祟りによって発覚し、中断に追い込まれた。この時、陵守や百姓にも墓としての存在が再認識されるのであろう。そして、何よりも注意されるのは、陵墓などの樹木の伐採という環境破壊には祟りが発端となって歯止めがかかったという点であろう。(77)

2、神社

以上、述べてきた古墳と植樹の問題は、古墳と神社の関係についても新たなる見方を提供できるものと思う。古墳と神社の所在地が近接していることは、これまでもしばしば指摘されてきた。古くは、大場磐雄氏が、古墳と神社の立地が共通するのは多分に偶然ということもあ

ると注意されながらも、岐阜県養老町の多岐神社の本殿背後に前方後円墳があり、しかも、この神社は式内社であること、中世の史料に「大塚社」とあることから、古墳から神社が発生していったのではないかとされた。では、なぜ墳墓と密接な関係をもつ神社が成立したのか。大場氏は以下のように説明された[78]。すなわち、墳墓が造られた直後に神社が出来たわけではなく、まず、墳墓に対する祭祀（墓前祭）があり、それを継承した後世の人々がそこに神社を立てて祭祀を行った。したがって、死者は死霊として恐怖の観念が当初あったろうが、祭祀の対象となると、神霊へと転化していったのであろう。そこには葬祭一致という観念があったとされた[79]。

そもそも古墳の所在地に比べて、神社の場合、式内社といえども古来の場所にそのまま位置していたかどうか、なかなか判断は難しいところがある。しかしながら、古墳の近くに、あるいは古墳の上に神社があるというのは、筆者の知る限りでも決して少なくないように思う。たとえば、天理市の伊射奈伎神社は式内社であるが、四世紀後半の前方後円墳（一部は破壊されている）を背後に本殿がある[80]。千葉県市原市の姉埼神社も式内社で、境内やその周辺には、上海上国造の奥津城とみられる古墳群が点在する[81]。府中市の熊野神社の例は、本殿の背後に日本最大の七世紀中頃の上円下方墳があった。二〇〇五年に葺石や貼石に覆われた形が復原されて、国の史跡に指定されたが、もともと発掘前には塚の上の高まりには土が堆積し、樹木が茂っていたという[82]。

右にあげたのは、古墳と神社との関係の一部に過ぎないとしても、いずれも何時の頃から、古墳と神社とが関係をもつようになったのか、手がかりは乏しい。ただ、ここでは古墳と神社の関係を説明するに際して、時期の問題は措くとして、死霊から神霊へ、はじめは葬祭一致であったという大場氏のような指摘が成り立つかどうか、検証しておきたい。

この問題に関して、一つの有力な解釈を示していたのが、井上光貞氏であった。井上氏は、宗像沖ノ島祭祀遺跡に注目して、大場氏と同様、もともと葬祭未分化（一致）であったと指摘されていた[83]からである。

宗像沖ノ島祭祀遺跡については、すでに数多くの論著があるので、ここでは沖ノ島の成果から葬祭未分化説が成り立つかどうかの一点に絞って言及しておきたい。

そこで、井上氏は、同遺跡を巨岩（磐座）をめぐる祭祀遺跡として、祭りの変遷（場所と祭りの奉納品）を次

のように整理された。すなわち、Ⅰ岩上遺跡（四世紀後半～五世紀）、Ⅱ岩陰遺跡（五世紀後半～六世紀前半）、Ⅲ半岩陰・半露天遺跡（七世紀後半～八世紀）、Ⅳ露天遺跡（八世紀中頃～一〇世紀）と推移し、Ⅰの段階の神祭り用の品々は古墳時代前期の副葬品（鏡・剣・玉）、Ⅱは古墳時代中・後期の副葬品（武器・馬具）と一致しているのに対して、Ⅲは金属のミニチュア、Ⅳは人・馬・船などの形代で、古墳の副葬品とは異なる。

以上のことから、井上氏は、ⅡとⅢの間、六・七世紀の交に神祭りの奉納品が登場するようになる。すなわち、Ⅰ・Ⅱの奉納品は古墳の副葬品と一致するのに対して、Ⅲ・Ⅳでは一致しない。これは葬祭未分化から葬祭分化への変化で、Ⅲ以降の段階で葬祭分化になって、神と死者の霊魂の区別、分離がなされたとされた。この説は六・七世紀に葬祭分化がなされたことを鮮やかに説明して見せた点で、後にも大きな影響をあたえた。たとえば、最近、北村優季氏が、「沖ノ島の事例にしても、遺物が古墳時代の副葬品と一致することは、古墳での祭祀がもとになって沖ノ島独特の祭祀が形成されたことを示すものと考えられる。……律令制下の神観念も、古墳時代以来の、死者に対する処遇を基盤として形成された可能性が高い。……むしろ首長と、その死に対する感情こそが、神祇祭祀の原点にあったのではなかったか」と指摘されている[84]のも、井上説の延長線上にあるものと位置付けられよう。それに対して、笹生衛氏は、沖ノ島祭祀遺跡の出土遺物と『皇太神宮儀式帳』の祭祀の比較を手がかりに、神祭りの成立は井上氏のいう七世紀よりも古く、五世紀代により大きな画期があり、六世紀以後、横穴式石室の導入などによって、葬・祭分離が進行していくと指摘されている[85]。笹生説は井上説批判であるが、葬祭未分化から分化へという点では同じであった。

しかしながら、ここにあげた限りでも大場氏から井上・北村・笹生氏へと学説的系譜が辿れる、葬祭未分化から葬祭分化へという説は成立するのだろうか。筆者は批判的に考えたいと思う。というのは、白石氏の、以下の指摘が参照されてよいと思うからである。すなわち、「初期の古墳の被葬者はのちに石製模造品化する農工具などの神まつりの祭器の副葬の事実が如実に物語るように、何よりもまず神をまつる司祭者であったと思われる[86]」。そもそも、古墳の被葬者は神をまつる司祭者であったために、古墳に神祭りと共通する副葬品が出て来るのだという指摘である。はじめから葬祭未分化説は成り

立たないとする白石説は、井上説などに対して有力な解毒剤になるのではないだろうか。

この葬祭未分化かどうかという問題を、これまで述べてきた古墳の景観の変化、つまり、墳丘が葺石や埴輪で覆われていた段階から樹木が繁茂する段階へという点から見直すと、少なくとも、前者の段階の白色や赤色の色彩、あるいは玉のように光り輝くという古墳が神社と直結するとは考えにくい。やはり古墳の姿からしても葬祭未分化がはじめからあったわけではないだろう。それに対して、七世紀後半以降、植樹された古墳の姿が注目される。樹木の茂った古墳が、平安期に古墳とは無関係に杣に転用された例があったように、古墳がいわば神のモリとして神社に転化していったケースがあったとしても不思議ではあるまい。とくに古墳の記憶が失われてしまえば、こんもりと樹木の茂った古墳が神のモリから神社へと転化することは比較的容易なことだったのではあるまいか。ただし、その時期が何時ごろであったかを特定することは困難で、とりあえず、七世紀後半以降と答えておくほかないだろう。(87)

なお、右のように古墳や墳墓が神社になった段階では葬祭未分化といわれるかもしれない。しかし、古墳が神社に直ちに転化したわけではなく、古墳に樹木が育ったこと、さらには古墳の記憶が失われるというのが要件である。したがって、古墳と神社が接近したとしても、葬祭未分化とはいえないだろう。あくまでも、古墳や墳墓は神社と別個の存在と見るべきであって、その点ではどこまでも葬祭分化であった。ただ、その中で古墳に、さきほどのような特別な要件が加わった時にだけ、両者が接近するというように考えるべきであろう。

五、おわりに

本稿の考察結果をまとめておく。

①古墳への植樹は早い例では七世紀後半に始まる（あるいは七世紀中頃からか）。

②古墳植樹の背景には、墳墓に松柏が植えられるという中国の影響、慶雲三年詔を契機とする律令国家の土地政策（古墳・墳墓の周囲に樹木を植えて林とした場合、周辺の土地に対しても一定の私有を認める）があったが、その前提として古墳の墳丘や周囲に立柱をして、祖霊を迎える（依代）、あるいは悪霊の侵入を阻止することがあったと思われる。

③古墳・墳墓に植樹がなされ、やがて樹木が茂ったこと

で、周囲の陵守や百姓からは杣として伐木の対象とされることがあり、それは古墳の破壊行為となった。一方、こんもりと樹木が茂った古墳は神社のモリとみなされることともなった。古墳と神社の間に密接な関係が窺える例があるのは、古墳の転用例の一つといえる。

また、本稿で指摘してきたところを「古代の人々の心性と環境」という観点から整理すると以下の通りである。

1、七世紀後半を境として、古墳に樹木が覆われないことで古墳の環境が守られていた時代から、古墳や墳墓の樹木が伐られないことが古墳の環境保全を意味した時代に展開したこと。これを別にいいかえると、古墳に草や樹木があってはならない段階から、古墳には樹木がなければならない段階へと転化したともいえよう。

2、植樹以前の古墳は、墳丘に葺石が敷かれ、埴輪が置かれ、時には玉のように光り輝くとされるか、赤土で覆われた姿であり、樹木で覆われた古墳とはかなり異なる姿をしていた。葺石が施された箸墓古墳のような巨大古墳では、夜に神の力をも動員して造営されたと観念されていた。

3、樹木の繁茂した古墳・墳墓は杣と見なされることがあり、平安期には周囲の陵守や百姓から樹木は伐採の対象にもなった。それを防いだのは、古墳・墳墓の被葬者の子孫への祟りであり、そこには古墳の被葬者と子孫との間に強いつながりがあったものとみられる。

4、同じく樹木のある古墳・墳墓は神のモリとして神社に転用されることもあった。しかしながら、このことから、これまでもしばしば指摘されてきた葬祭未分化の観念を読み解くことはできない。

最後に、「樹を塚に植えて霊の依代とする慣行は、死者が「草葉の陰」から子孫を見守っているという言いまわしと関係があるにちがいない。この表現も中世前期からある」という勝田氏の指摘[88]を紹介しておこう。とくに、「草葉の陰」というのは、今日にも息づいている言葉として注目されてよい。それは本稿で指摘した七世紀後半来の古墳植樹に淵源するのであろう。とすれば、古墳に樹木が植えられたことの意義はけっして小さくはなかったといえよう。

註

（1）　五色塚古墳の復元整備について、坪井清足氏は当時を

回顧して「一般の人は、古墳とは木の茂った小山だと思ってるわけです。ところが我々、小林先生（小林行雄氏―引用者注）に連れられて発掘してると、元は全然そういうものではない。葺石があって、埴輪を巡らして、という本当の古墳の姿を見せたいと思ったわけ」と述べられている（「対談　五色塚古墳の復元整備とその時代背景」〈『史跡五色塚古墳　小壷古墳　発掘調査・復元整備報告書』（神戸市教育委員会文化財課、二〇〇六年）三三八頁〉）。

（2）古墳と植樹に関して、まとまった先行論文としては、森浩一「古墳時代後期以降の埋葬地と墓地」（『論集終末期古墳』塙書房、一九七三年、初出は一九七〇年）がある。

（3）桜井準也『歴史に語られた遺跡・遺物』（慶應義塾大学出版会、二〇一一年）。

（4）先山徹「神戸市五色塚古墳出土の石材産地同定に関する覚書」（前掲（1）所収）二七七頁。

（5）森『巨大古墳の世紀』（岩波新書、一九八一年）五頁。

（6）律令制下に陵戸・守戸が設置された陵墓は別として、一般の古墳・墳墓の場合、誰が保守を担っていたのか、史料には恵まれない。その中で、和銅三年（七一〇）の「伊福吉部徳足比売骨蔵器」には「……末代君不レ応二崩壊一」とあり、「末代君」（子孫）の役割が記載されているのは注目してもよいのではないか。

（7）五色塚古墳の名称も葺石に光があたって輝くということに由来するのであって、古く遡るのではないだろうか。少なくとも樹木の茂った段階では五色塚の名前は生じないものと思う。なお、五色塚の名前は、寛文七年（一六六七）の『摂津名所地図』が最初であるという（丸山潔「古文献にみる五色塚古墳」〈前掲（1）所収〉一四頁）。

（8）『書紀集解』二二に「明和辛卯（明和八年・一七七一年）大旱土人穿二小池一深数十尺得二一被大柱余一大十囲長三尺……所謂坂上直所レ樹大柱蓋是」とある。

（9）土生田純之「古墳における儀礼の研究」（『黄泉国の成立』学生社、一九九八年、初出は一九九一年）二七〇頁、和田萃「飛鳥の陵墓」（『古代を考える　終末期古墳と古代国家』吉川弘文館、二〇〇五年）二二五〇頁。

（10）菱田哲郎氏は「葺石は第一段テラスから墳丘裾までの斜面に葺かれていることが確認された」と指摘されている（「玉丘古墳」〈『加西市史』七、加西市、二〇一〇年〉二八六頁）。

（11）鎌田元一「郷里制の施行と霊亀元年式」（『律令公民の研究』塙書房、二〇〇一年、初出は一九九一年）、同「郷里制の施行　補論」（同上書所収、初出は一九九二年）。

（12）都出比呂志「墳墓と葬法」（『前方後円墳と社会』塙書房、二〇〇五年、初出は一九八六年）二五九頁。

（13）青木敬『古墳築造の研究』（六一書房、二〇〇三年）一九〇頁。

（14）森氏も「今日遠くから眺めると樹木でおおわれた小山のような景観をしている巨大古墳は、それが造営された当時の様子は、白一色で周囲の環境から際立っていたのである」とされ（前掲（5）八～九頁）、辰巳和弘氏も「完

成した古墳は、白石のもと、葺石に覆われた巨大な墳丘を白く輝かせる」と指摘されている（『黄泉の国の考古学』〈講談社現代新書、一九九六年〉一八七頁）。

(15) 奥田尚「墳丘裾部の葺石の岩石学的考察」（『箸墓古墳周辺の調査』奈良県立橿原考古学研究所、二〇〇二年）九四～九七頁。

(16) 奥田『石の考古学』（学生社、二〇〇二年）七四～七八頁。

(17) 金原正明「植生と環境の変遷の概観と問題点」（前掲(15)所収）一二九頁。また、箸墓古墳周辺第七次調査を総括された寺沢薫氏は「古墳築造後の箸墓古墳の経歴については全く想像の域をでないものであるが、やはり金原氏の堆積土の花粉分析、珪藻分析からみた環境復元を参考にすれば」と断った上で、四～五世紀の頃には「箸墓古墳は緑の大木に覆われていたのである」とされた（「箸墓古墳の築造手順と築造時期」〈前掲(15)所収〉一三五～一三六頁）。

(18) 金原氏自身、「花粉の集合体（花粉群集）より、植物環境とその変遷を解析復元していくのであるが、調査地周辺・周辺地域・近隣・局地的・地域的等の曖昧な表現で規定された範囲の植物環境として復元されているのが現状である」と述べられている（「遺跡における花粉群集の基礎的問題について」〈『天理大学報』一五七、一九八八年〉三〇三頁）。

(19) 清水真一氏は「古墳築造時には濠は空濠であって、集中豪雨や台風時に一時的には濠内に水が溜まることがあっても、常時溜めることはなかった。よく濠底の泥炭層を分析して、滞水したときに生える植物の種や花粉があるとは聞くものの、それは一時期なものである」（『最初の巨大古墳・箸墓古墳』〈新泉社、二〇〇七年〉一五頁）と指摘されている。その他、白石太一郎「古墳の周濠」（『古墳と古墳時代の文化』塙書房、二〇一一年、初出は一九八三年）でも、箸墓古墳において湛水された周濠の存在には否定的である（二六・四〇頁）。

(20) 三谷芳幸「采女氏塋域碑考」（『東京大学日本史学研究室紀要』創刊号、一九九七年）。

(21) 墓に草を植える話として、『今昔物語集』三一―二七に、父を失った兄弟が悲しみのあまり、兄は父の墓に萱草を植えて悲しみを忘れようとし、弟は紫苑を植えてますます父を恋し慕ったという話がある。

(22) 林紀昭「飛鳥浄御原令に関する諸問題」（『論集日本歴史二　律令国家』有精堂出版、一九七三年）一二五～一二六頁。

(23) なお、開元七年令は「諸諸陵、皆置留守。領甲士、與陵令相知巡警左右。兆域内、禁人無得葬埋。古墳則不毀」と復元されている（仁井田陞、池田温編集代表『唐令拾遺補』〈東京大学出版会、一九九七年〉一四六四頁）。

(24) 東野治之「古代の墓誌」（『日本古代金石文の研究』岩波書店、二〇〇四年、初出は一九七八年）四二頁。東野説以前に、岡田清子氏は、「采女氏塋域碑」の「請造」の語に土地公有制との関連を見出されていた（「喪葬制と仏

教の影響」〈『日本の考古学』Ⅴ、河出書房新社、一九六六年〉三四六～三四七頁）。

(25) 長谷山彰氏も采女氏塋域碑の日付が浄御原令の諸司班賜の半年後であることに注目されている。長谷山説は浄御原律の施行をめぐるものであるが、関係箇所を引用しておく。「采女氏塋域碑には「毀木」という表現がみえるが、それは律の「毀伐樹木」（雑律棄毀官私器物条―引用者注）という表現をもとにしたと考えられる……官人の墓誌に律の規定と類似した表現が用いられていたことは律が単に編纂段階にあっただけではなく、その内容が一般に知られうる状況にあったことを物語っており、少なくとも浄御原律の一部が施行されていたことを推測させるのである」（長谷山「日本律成立の諸段階」〈『日本古代の法と裁判』創文社、二〇〇四年〉二七五頁）。

(26) 北村安裕「古代の「林」と土地経営」（『日本歴史』七三四、二〇〇九年）、森、前掲(1)六二～七一頁。

(27) 伊藤博氏は「虫麻呂歌集では木の枝が茅渟壮士の墓の方に向って靡いているとしか言っていない。その木が「黄楊小櫛」であることは、この話をめぐっての言い伝えとしてあったものか、ここで家持が創りなしたものなのか、不明」とされている（『萬葉集釋注』一〇〈集英社、一九九八年〉一八八頁）。

(28) 森「菟原処女の墓と敏馬の浦」（『万葉集の考古学』筑摩書房、一九八四年）。なお、万葉歌の「奥つ城」が現在の処女塚古墳に比定されることについては、神野富一「菟原処女の伝承」（『甲南国文』三五、一九八八年）に考証がある。

(29) 吉田晶「律令制下の羽曳野」（『羽曳野市史』一、羽曳野市、一九九七年）五九一～五九二頁。

(30) 森、前掲(2)六六～六八頁。

(31) 『国立歴史民俗博物館研究報告』八八（二〇〇一年）所収の諸論文参照。

(32) 山口英男「額田寺伽藍並条里里図」（『日本古代荘園図』東京大学出版会、一九九六年）二五五～二五六頁。

(33) 北村、前掲(26)一四頁、三谷、前掲(20)二八～二九頁、黒田日出男「古代荘園絵図読解の試み」（前掲(31)）七二～七三頁。

(34) 藤沢典彦「墓塔・墓標」（『日本歴史考古学を学ぶ』中、有斐閣、一九八六年）。

(35) 『一遍上人絵伝』五には、一遍一行が祖父河野通信の墓を拝んでいる図がある。この墓は草が生えた緑の塚という描かれ方で、樹木は見当たらない。

(36) 源豊宗「誉田宗廟縁起について」（『新修日本絵巻物全集』三〇、角川書店、一九八〇年）六〇～六一頁。

(37) 神山登「解説」（羽曳野市史文化財編別冊『絵巻物集』羽曳野市、一九九二年）一三二頁。

(38) 伊藤『萬葉集釋注』一（集英社、一九九五年）三五四～三五五頁。

(39) 小林茂文「境界領域にみる古墳と死」（『周縁の古代史』有精堂出版、一九九四年）、熊谷公男「古代王権と霊（タマ）」（『日本史研究』三〇八、一九八八年）七～九頁、土生田「黄泉国の成立」（前掲(9)所収）など参照。

(40) 勝田至「中世の屋敷墓」（『日本中世の墓と葬送』吉川弘文館、二〇〇六年、初出は一九八八年）八八～八九頁。
(41) 白石「墓と他界観」（『列島の古代史』七、岩波書店、二〇〇六年）一七五～一七六頁。
(42) 高橋克壽「墓域の護り」（『日本の信仰遺跡』雄山閣出版、一九八四年）。
(43) 白石、前掲(41)一八四頁。
(44) 白石「ことどわたし考」（前掲(19)所収、初出は一九七五年）。
(45) 井手至「枕詞ハシタテノの性格」（『国語国文』二九―九、一九六〇年）一三頁、上田正昭『日本神話』（岩波新書、一九七〇年）五九～六〇頁、和田、前掲(9)二六一頁など。なお、小林氏は、大柱を依代や聖域を区画するものではなく、「大きさで忠誠を表わしているのだろう」と指摘されている（「古代国家と樹木の記憶」〈『早稲田』二八、二〇〇七年〉四六頁）。
(46) 土橋寛「箸墓物語について」（『古代学研究』七二、一九七四年）。
(47) 平林章仁「三輪山の神の姫事」（『三輪山の古代史』白水社、二〇〇〇年、初出は一九九九年）。
(48) 清水、前掲(19)七七頁。その他、三輪と柳本の中間地帯としての「間（はし）の墓の意か」とする説（『新編日本古典文学全集日本書紀』①〈小学館、一九九四年〉二八五頁頭注）、「恥墓」説（佐佐木隆『日本の神話・伝説を読む』〈岩波新書、二〇〇七年〉二一二頁）もある。
(49) 柳田国男「大柱直」（『定本柳田国男集』一一、筑摩書房、一九六三年、初出は一九三五年）三八～三九頁。
(50) 植田文雄『古代の立柱祭祀』（学生社、二〇〇八年）。
(51) 植田氏作成の表の中の分類は以下の通り（前掲(50)五二頁）。

C類　直径が〇・五mまでの小さな柱。立てられた場所によって、三種類に分けられる。
　C1類　墳丘の裾に立てられた柱
　C2類　墳丘の段築面や、ハニワ列の間に立てられた柱
　C3類　墓の主体部（墓穴）の柱
D類　墳丘と離れた、周濠の外側の柱
E類　墳墓の出入り口や、主体部の入り口の柱

(52) 植田、前掲(50)五一頁。
(53) 小池寛「古墳における木柱樹立について」（『京都府埋蔵文化財情報』四一、一九九一年）一〇～一一頁参照。
(54) 植田、前掲(50)六六頁。
(55) 石野博信「古墳立柱」（『古墳時代史』雄山閣出版、一九九〇年、初出は一九八八年）六六頁、高橋美久二「木製の埴輪」とその起源」（『古代の日本と東アジア』小学館、一九九一年）。
(56) 土生田、前掲(9)二七三頁。
(57) 土生田、前掲(9)二七〇頁。
(58) 平林氏は、墳墓に立てられた柱を「被葬者の霊魂が墳墓の屍に戻ることを防ぐ標」とされている（「柱の信仰と儀礼」〈『橋と遊びの文化史』白水社、一九九四年〉七〇頁）。

(59) 小池、前掲(53)一二頁。
(60) 最近の岡林孝作「木柱・木柵と葬送儀礼」(『古墳時代の考古学』三、同成社、二〇一一年)も聖域区画説である。
(61) 井手、前掲(45)一〇頁。
(62) 『類聚三代格』一六、延暦一七年(七九八)一二月八日太政官符には「……元来相伝加功成林非民要地者。量主貴賤五町以下作差許之。墓地牧地不在制限」とあり、慶雲三年詔にあった「周二三十許歩」の制限が継承されていない。
(63) 石附敏幸「田図と国郡図」(『日本古代社会と荘園』東京堂出版、二〇〇一年)二五〇頁。
(64) 劉慶柱・李毓芳(来村多加史訳)『前漢皇帝陵の研究』(学生社、一九九一年)三〇八頁。
(65) 谷野典之「画像石の樹木表現」(『饗餐』創刊号、一九九三年)。また、菅野恵美「樹木画像の伝播と変容」(『中国漢代墓葬装飾の地域的研究』勉誠出版、二〇一二年)も参照。なお、谷野・菅野論文については、桐本東太氏(中国古代史)のご教示を頂いた。
(66) 菅野氏によると、漢代の墓樹としては、松・柏・欒・楊柳・梧桐などがあるが、「松柏への強いこだわり」と「中でも、柏樹は好んで墓の周囲に植えられていた」と指摘されている(前掲(65)一九一〜一九二頁)。
(67) 林陸朗校注訓訳『続日本紀』一(現代思潮社、一九八五年)一八六頁、直木孝次郎他訳注『続日本紀』一(平凡社東洋文庫、一九八六年)二三四頁。
(68) 青木和夫他校注『新日本古典文学大系　続日本紀』二(岩波書店、一九九〇年)一〇五頁。
(69) 村尾元融『続日本紀考証』(国書刊行会、一九七一年)三〇九頁が松下見林説を引用している。
(70) コノテガシワは『万葉集』一六—三八三六、二〇—四三八七にも詠まれ、ヒノキ科の側柏のこととみられる。この考証は、長田貞雄「万葉植物児手柏考」(『上代文学論叢』桜楓社、一九八八年)に詳しい。
(71) 来村『唐代皇帝陵の研究』(学生社、二〇〇一年)一八〇頁
(72) 盛本昌広『草と木が語る日本の中世』(岩波書店、二〇一二年)三一〜三二頁に、中世、墓に松が植えられる例があげられている。なお、盛本氏は、墓に松が植えられたのは松の祝儀性—「人生の最後を飾るものとして、出産という慶事と同様に墓に松を植えたとも考えられる」とされ(同上書、三三頁)、勝田氏は「松が選ばれたのは常緑樹で寿命も長く、常に霊が宿るとされてためであろう」と指摘されている(前掲(36)九三頁)。その他、墓上植樹に関しては、佐々木孝正「墓上植樹と真宗」(『仏教民俗史の研究』名著出版、一九八七年、初出は一九七九年)、有岡利幸『松と日本人』(人文書院、一九九三年)二一五〜二一七頁、本林靖久「真宗門徒の葬送儀礼」(『宗教民俗学の展開と課題』法蔵館、二〇〇二年)など参照。
(73) 奥村郁三「大化薄葬令について」(『高松塚論批判』創元社、一九七四年)、北康宏「大化二年三月甲申詔の葬制

について」（『続日本紀研究』三一〇、一九九七年）。

(74) 関晃「大化のいわゆる薄葬令について」（『関晃著作集』二、吉川弘文館、一九九六年、初出は一九五八年）、林「大化の薄葬令の再検討」（前掲(1)所収、初出は一九七二年）四〇一～四〇二頁など。

(75) 村田修三「「陵墓」と築城」（『「陵墓」からみた日本史』青木書店、一九九五年）、千田嘉博「陵墓と城郭研究」（『歴史学研究』八五七、二〇〇九年）。

(76) 米井輝圭「古代日本の「祟りのシステム」」（『東京大学宗教学年報』X、一九九三年）。

(77) 古墳の祟りという言説が古墳破壊を阻止したことについては、桜井、前掲(2)七九～八一頁でも指摘されている。

(78) 大場磐雄「古墳と神社」（『神道考古学論攷』葦牙書房、一九四三年）。

(79) 五来重氏も、有名神社の神域に古墳がある例が少なくないことを、「祖先の墓が森となり、この森でおこなった祖霊祭が墓を神社化してしまったのである」と指摘されている（「墓の話」〈『五来重著作集』三、法蔵館、二〇〇八年、初出は一九五二年〉三三六頁）。

(80) 橿原考古学研究所編『大和天神山古墳』（奈良県教育委員会、一九六三年）。

(81) 菱沼勇「姉埼神社」（『式内社調査報告』一一、皇学館大学出版部、一九七六年）三八九～三九〇頁。

(82) 府中市教育委員会・府中市遺跡調査会編『武蔵府中熊野神社古墳』（学生社、二〇〇五年）。

(83) 井上光貞「古代沖ノ島の祭祀」（『日本古代の王権と祭祀』東京大学出版会、一九八四年）。井上氏と同様な理解は、小田富士雄「福岡県・沖ノ島の祭祀遺跡」（『九州考古学研究　古墳時代篇』学生社、一九七九年、初出は一九七〇～一九七二年）、小出義浩「祭祀」（『日本の考古学』V〈河出書房新社、一九六六年〉二九一～二九四頁などにもある。

(84) 北村優季「日本古代の天皇」（『王の表象』山川出版社、二〇〇八年）一〇八頁。

(85) 笹生衛「宗像沖ノ島祭祀遺跡における遺物組成と祭祀構造」（『日本古代の祭祀考古学』吉川弘文館、二〇一二年）。

(86) 白石「古墳出土の石製模造品」（前掲(19)所収、初出は一九八五年）二〇六頁。そもそも、白石氏自身、当初は前期古墳の「被葬者は神ないしこれに近い存在」に考えていたのが、後にそれを「古墳の被葬者は神をまつる司祭者であっても、けっして神とは考えられていなかったと思われる」という説に修正したと述べられている（「ことどわたし考」〈前掲(44)〉補注三八四頁）。なお、土生田氏は、白石氏の修正説に賛同されている（「古墳と黄泉国」〈前掲(9)所収、初出は一九八一年〉）。

(87) 祖先の墳墓が氏神化していく契機に七・八世紀の廟思想の影響を想定する説（土生田「古墳と黄泉国」〈前掲(86)二九六～二九八頁〉もあるが、香椎廟についていえば、『式』神名帳にも登載されておらず、通常の神社とは区別される存在であった（松前健『日本神話の形成』〈塙

書房、一九七〇年〉五三頁）ことからすれば、廟の影響を過大視すべきではあるまい。なお、ホノニニギ以下三代の神の陵が日向に所在している（『記』上、『紀』〈神代〉、『式』二一）が、これも松前氏の指摘の通り、「古代には人の死霊は決して神社に祀られず、また逆に神も墓に祀られなかった。……三代も古くから『人』であるという伝承が、相当根強かった」とみるべきであろう（松前、同上書、五三～五四頁）。

（88）勝田、前掲(40)九一～九二頁。